

各 位

会社名 住友商事株式会社

代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野 真吾

(コード番号:8053 東証プライム)

問合せ先 広報部長 阿部 剛嗣

(TEL 03-6285-3100)

会社名 SCインベストメンツ・マネジメント株式会社 代表者名 代表取締役 竹中 英介

SCSK株式会社の株券等(証券コード:9719)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

住友商事株式会社(以下「住友商事」といいます。)及び住友商事の完全子会社であるSCインベストメンツ・マネジメント株式会社(以下「公開買付者」といい、住友商事及び公開買付者を総称して、以下「公開買付者ら」といいます。)は、2025年10月29日、公開買付者が、SCSK株式会社(証券コード:9719、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場)(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(下記「3.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」の「②新株予約権」において定義します。以下同じです。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本資料は、住友商事による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、公開買付者が公開買付者の親会社である住友商事に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

記

1. 公開買付者の概要

(1)	名称	SC インベストメンツ・マネジメント株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 竹中 英介
(4)	事業内容	対象者の株券等を取得及び所有すること
(5)	資本金	50,000円

2. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式及び本新株 予約権を取得及び所有することを主たる目的として、2025年9月16日に設立された株式会社であり、本日現 在において、その発行済株式の全てを住友商事が所有しています。本日現在、公開買付者は対象者の株券等 を所有しておりませんが、公開買付者の親会社である住友商事は、対象者株式158,091,477株(所有割合(注 1)50.54%)を所有し対象者を連結子会社としております。 (注1) 「所有割合」とは、(i)対象者が2025年10月29日に公表した「2026年3月期第2四半期(中間期) 決算短信 [IFRS] (連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年9 月30日現在の発行済株式総数(313,125,263株)から、(ii)対象者決算短信に記載された同日現在 の対象者が所有する自己株式数(351,353株)を控除した株式数(312,773,910株)に、(iii)対象者 から同日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(64個)の目的となる対象者株式数 (19,200株)を加算した数(312,793,110株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に占 める割合(小数点以下第三位を四捨五入。所有割合の記載について以下同じとします。)をいいます。 以下同じとします。

(注2)対象者から報告を受けた2025年9月30日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数	
第2回新株予約権	6個	1,800 株	
第8回新株予約権	58 個	17, 400 株	

この度、公開買付者は、2025 年 10 月 29 日、対象者の株主を公開買付者らのみとして対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、対象者の株券等の全て(但し、住友商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するため、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を 50,347,400 株 (所有割合 16.10%) (注3) としており、本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者の株券等の全て (但し、住友商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (50,347,400 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者の株券等の全て (但し、住友商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続 (以下「本スクイーズアウト手続」といいます。) の実施を予定しております (詳細は下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)。

(注3) 買付予定数の下限(50,347,400株)は、潜在株式勘案後株式総数(312,793,110株)に係る議決権の 数 (3,127,931 個) に 3 分の 2 を乗じた数 (2,085,288 個(小数点以下切上げ)) から、本公開買付 けに応募する予定のない住友商事が所有する対象者株式(158,091,477株)に係る議決権の数 (1,580,914 個) 及び対象者が譲渡制限付株式報酬として対象者グループ (下記「(2)本公開買付 けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の 「①公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に定義 します。)の役職員に対して割り当てている譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいま す。) (485,712 株) のうち、対象者の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権の数 (900 個) (注4) を控除した議決権の数 (503,474 個) に、対象者の単元株式数である 100 株を乗じた数 です。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けの成立後に行う本スクイーズアウト手 続として、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」 に記載する株式併合を行う場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以 下同じとします。) 第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることか ら、当該手続を確実に実行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者ら及び株式併合の手続に賛同す ると見込まれる本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役が特別決議に必要となる対象者の議決権 数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

(注4) 本譲渡制限付株式には譲渡制限が付されており、本公開買付けに応募することはできませんが(本 日現在において、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末 日までにその譲渡制限が解除される予定の本譲渡制限付株式はありません。)、2025年10月29日開 催の対象者取締役会において、本取引の一環として実施される本公開買付けに賛同する旨の意見を表 明することが決議されていることから、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付け が成立した場合には、本スクイーズアウト手続として実施される株式併合の承認に係る対象者の株主 総会において、本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成することを見込んでおります。その ため、買付予定数の下限を考慮するに際して、本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が保有している 株式数に係る議決権の数を控除しております。

なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、下記「(5)上場 廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、本公開買付けの結果次第では、所定の手続を経て上場廃 止となる可能性があり、また、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実施することになった場合には、所定の手続を経 て上場廃止となります。

対象者が 2025 年 10 月 29 日に公表した「当社の親会社である住友商事株式会社の子会社である SC インベストメンツ・マネジメント株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025 年 10 月 29 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

対象者の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
 - ① 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の親会社である住友商事は、1919年12月24日に設立された総合商社で、東京証券取引所プラ イム市場に上場しております。住友商事グループ(住友商事並びにその子会社及び持分法適用関連会社を総 称していいます。以下同じです。)は、長年培ってきた信用、国内外のグローバルネットワーク、あらゆる 分野の取引先とのグローバルリレーション、知的資産といったビジネス基盤と、ビジネス創出力、ロジステ ィクス構築力、金融サービス提供力、IT活用力、リスク管理力、情報収集・分析力といった機能を統合す ることにより、顧客の多様なニーズに応え、多角的な事業活動をグローバル連結ベースで展開しております。 住友商事は戦略を軸とする「Strategic Business Unit」(SBU) を基本単位とし、戦略上の親和性の高い SBU を束ねる組織として、鉄鋼、自動車、輸送機・建機、都市総合開発、メディア・デジタル、ライフスタイル、 資源、化学品・エレクトロニクス・農業、エネルギートランスフォーメーションの9つの事業グループに区 分しております。住友商事は、2024 年5月2日に公表した「中期経営計画 2026」において各ビジネスライ ンがそれぞれの No. 1 を目指していくことで高みを目指し、住友商事グループが強みを持つ領域・成長性の 高い領域に経営資源を集中することにより住友商事グループ全体が大きな成長を成し遂げる「No. 1事業群」 というテーマを掲げています。全ての SBU に共通するテーマとして、「デジタルで磨き、デジタルで稼ぐ」 を標榜し、住友商事グループの事業の強み・競争優位をデジタルで強化、成長を加速させ、あらゆるビジネ スの現場でデジタル・AI を駆使して新たな価値創造モデルを構築し、社会や産業をリードすること、を住 友商事のデジタル・AI 戦略の目指す姿として掲げています。住友商事グループは約 900 社の事業会社群、

10 万社のグローバル顧客といった事業現場を擁しており、課題抽出力、顧客へのインターフェース、事業構想力といった強みと、住友商事グループが有し今後更に拡充するデジタルソリューション機能を掛け合わせることが目指す姿の実現に繋がると考えており、本取引も当該戦略に基づき実施されるものです。

なお、公開買付者は、商号を SC インベストメンツ・マネジメント株式会社とし、本公開買付けを通じて 対象者の株券等を取得及び所有することを主たる目的として 2025 年 9 月 16 日に設立され、本日現在におい て、住友商事が発行済株式の全てを所有する株式会社です。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、住商情報システム株式会社(1969 年 10 月に住商コンピューターサービス株式会社という商号にて住友商事の子会社として設立され、1989 年 2 月に東京証券取引所市場第二部に上場、1991 年 9 月に東京証券取引所市場第一部に市場変更、1992 年 10 月に住商情報システム株式会社に商号変更した情報サービス事業者)を存続会社とし、株式会社CSK(1968 年 10 月にコンピューターサービス株式会社という商号にて設立され、1982 年 6 月に東京証券取引所市場第二部に上場、1985 年 3 月に東京証券取引所市場第一部に市場変更した独立系の情報サービス事業者)を消滅会社とする合併により、2011 年 10 月に誕生したとのことです。現在は、東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者グループ(対象者並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じです。)は、2025 年 9 月 30 日現在、対象者、連結子会社 35 社及び持分法適用関連会社 2 社より構成され、「産業 IT」「金融 IT」「IT ソリューション」「IT プラットフォーム」「IT マネジメント」及び「その他」の報告セグメントにて事業を営んでおり、主に IT コンサルティング、システム開発、検証サービス、IT インフラ構築、IT マネジメント、IT ハード・ソフト販売、BPO(注 1)等の多様な IT サービスの提供を行っているとのことです。

(注1)「BPO (Business Process Outsourcing)」とは、企業のさまざまな業務を外部業者として受託するサービスを指すとのことです。

対象者グループは、経営理念「夢ある未来を、共に創る」の下、社会課題の解決に貢献することで持続的な成長を目指す「サステナビリティ経営」の考えを経営の中心に据えているとのことです。また、サステナビリティ経営を推進するための羅針盤として、2020 年4月に経営理念の実践課題として重要な事項を「7つのマテリアリティ」(注2)として示すとともに、対象者グループの中長期的に目指す姿として「グランドデザイン 2030」を策定し、「共創 IT カンパニー」という企業像を掲げているとのことです。これは、対象者グループの人的資本の向上をもって、顧客やパートナー、社会との共創(注3)を推進し、各種の課題を解決すべく、新しい価値を提供し続ける企業グループの姿を現しているとのことです。また、共創 IT カンパニーの実現に向けて、「総合的企業価値(注4)の飛躍的な向上」「売上高1兆円への挑戦」という二つの企業経営の方向性を示しているとのことです。

- (注2)「7つのマテリアリティ」とは、対象者グループが、経営理念である「夢ある未来を、共に創る」 の実現に向けて、社会が抱えるさまざまな課題を事業視点で評価し、社会とともに成長するために 策定した、特に重要と捉え優先的に取り組む課題を指すとのことです。
- (注3)「共創」とは、対象者単独ではなく、お客様、パートナー、社会とともに、新たな価値を生み出す プロセスを指すとのことです。
- (注4)「総合的企業価値」とは、中期経営計画 (FY2023-FY2025) にて、「成長戦略としてのサステナビリティ経営」を実践し、2030 年共創 IT カンパニーの実現を目指すために、対象者グループが本質的な企業力として目指す価値を意味し、「経済価値」と「社会価値」「人的資本価値」等の非財務要素を包含した企業価値を指すとのことです。

さらに、2023 年4月には、「中期経営計画(FY2023-2025)」を策定し、「お客様や社会に対して新しい価値を提供し続けるための事業分野・事業モデルの再構築」、そして「社員の成長が会社の成長ドライバーと認識した上での社員一人ひとりの市場価値の常なる最大化」により、総合的企業価値を飛躍的に向上すべく、具体策としての3つの基本戦略(基本戦略1:事業シフトを断行、基本戦略2:成長市場において、市場をリードする事業を推進、基本戦略3:社会との共創による「次世代デジタル事業」を創出)を推進しているとのことです。

また、中長期的な社会・市場・先端技術動向等を見据えた持続的成長を目指すにあたり、社内資本を最大限活用した自律的成長を追求することに加えて、外部との連携、パートナーシップ等を通じた事業ポートフォリオの革新、事業基盤の強化が極めて重要な要素となるものと考え、ネットワンシステムズ株式会社(以下「ネットワンシステムズ」といいます。)に対し公開買付けを実施し、当該公開買付けの結果、同社を2024年12月25日付で連結子会社としたとのことです。

国内 IT サービス市場は、今後も中期的に市場規模が拡大していくことが見込まれている一方、今後、生産年齢人口の減少の加速が見込まれる中、日本市場そのものの先行きは不透明な状況にあるとのことです。また、競争環境も激化の一途をたどっているものと認識しているとのことです。顧客の事業への深い知見を持つコンサルティング会社が、M&A 等を通じて機動的に提供機能を拡充し、コンサルティングから IT システム導入まで一貫して担うプレイヤーへと進化しており、加えて、ハイパースケーラー(注5)によるクラウドベース(注6)のアーキテクチャ(注7)が主流化し、先進的なサービス提供やプラットフォーム拡充を積極的に進めるなど、プレゼンスを急速に高めているとのことです。国内の同業企業においても、組織再編により、DX の加速、グローバル競争力の向上、グループ全体での最適な経営資源配分による企業力の強化の動きが加速しているとのことです。そのような環境下、対象者として戦略的事業ポートフォリオに基づく選択と集中を進め、特に優位性を有する産業 IT や IT インフラの領域(注8)を牽引役として売上高を成長させるとともに、従来の請負型のアプローチから顧客の事業成長に直接貢献をする提案型へのアプローチへの転換は不可欠であり、そのためには顧客の経営課題を的確に捉え提案を行うコンサルティング機能の拡充、高度技術者の継続的な確保も課題であると認識しているとのことです。更には、国内市場中心の対象者事業をいかに海外に展開させていくかというのも重要な経営課題の一つであると認識しているとのことです。

- (注5)「ハイパースケーラー」とは、グローバルに大規模データセンターを展開し、ストレージ・ネット ワーク等を提供するクラウド事業者の総称を指すとのことです。
- (注6)「クラウドベース」とは、自社に専用のサーバーを置かず、インターネット経由でサービスやシステムを利用する形態を指すとのことです。
- (注7)「アーキテクチャ」とは、システムの基本構成及び設計方針の総称を指すとのことです。
- (注8)「IT インフラの領域」とは、アプリケーションの動作を支える基盤となる技術領域を指すとのことです。

住友商事は、対象者をとりまく足元の SI 及び NI (注9) 市場は、従来型システム・環境の刷新やクラウドの高度利用を始めとする顧客の強い需要に支えられ安定的に推移する一方、生成 AI や AI エージェント等 AI 関連技術の飛躍的な進展により、顧客自身によるシステム開発の内製化や顧客側でのシステム開発の主導権が情報システム部門から事業部門にシフトする等、SI 及び NI 業界には従来とは異なるケイパビリティやビジネスモデルの転換が必須の状況が到来していると認識しています。

(注9)「SI (システムインテグレーション)」とは、システムの企画、設計、導入から運用・保守までを一貫して行うサービスを指します。「NI (ネットワークインテグレーション)」とは、企業等の通信ネットワークの設計、構築、運用、保守を一括して請け負う業務のことを指します。

このような事業環境を踏まえ、対象者では事業モデルの変革を目指し、社会課題の解決を牽引し、圧倒的な存在感と影響力を持つ事業を複数展開する企業グループへの進化を企図していると住友商事は理解しております。対象者は2011年に国内のITサービス市場が成熟する中で更なる事業拡大を図るため住商情報シス

テム株式会社と株式会社 CSK を合併して以降、システム開発から IT ハード・ソフトの販売、BPO までフルラインアップを揃えたグローバル IT カンパニーを標榜し両社の人材や知財の統合を進め、13 期連続増益増収の安定基盤を確立するとともに、2025 年にはネットワンシステムズを完全子会社化し、SI と NI の統合により顧客への新たな価値を提供する体制を整えてきたと住友商事は理解しております。住友商事はこの方向性に強く共感しており、その実現に向けて住友商事グループが有し今後更に拡充するアセット・機能・リレーション・リソースを投入して最大限の支援を行い、更にはその次の飛躍的な成長に向けて共に進んで行きたいと考えています。

住友商事では上記の考えに基づき、住友商事グループが有する事業アセットを対象者が存分に活用できるような環境を整えるとともに、不足があれば住友商事の人材や資金的なリソースを最大限投入して獲得することで、対象者の成長や変革を全面的に支援する考えです。更には両社の次の大きな成長の実現に向けて戦略を共有し、互いの成長を尊重しながら機動的に協業を進めることが重要だと考えています。

これまでも、住友商事が 1969 年に対象者の母体となる住商情報システム株式会社を設立して以降、両社 は積極的な対話を通じた信頼関係を構築するとともに互いに連携し合い、住友商事グループ内の多様な経営 資源を相互に活用する等して個社だけでは実現できない価値創造に相互に取り組んでまいりました。

もっとも、現状の資本構成においては住友商事の支援に対する成果の約半分が住友商事以外の少数株主に帰属することとなるため、住友商事が従来以上にリソースを対象者に投下し、今後更に対象者の成長戦略を支援していくことについて、住友商事の株主を含むステークホルダーに対して合理的な説明が難しい状態にあります。また、対象者の成長実現に向けては、住友商事と対象者が戦略を全面的に共有し、中長期的視点を持ち、迅速に施策を実行することが重要と考えておりますが、対象者が上場を維持している状況では、対象者の少数株主の利益に配慮し、住友商事と対象者との間で利益相反が生じていないことを確認しながら施策に取り組む必要があり、このことが当該施策の迅速な実行の妨げとなる可能性もあります。これらの観点から、対象者の成長に住友商事が全面的にコミットするためには、対象者の完全子会社化が最善であると考えるものです。

住友商事は、対象者の完全子会社化によって下記のシナジーが期待できると考えております。

前述のとおり対象者を取り巻く環境変化の中で、競合となるデジタル・IT 企業が新たなケイパビリティ獲得やビジネスモデル変革の動きを加速しており、対象者を含む住友商事グループが当該市場で更なる成長を続けていくためには、従来からの強みのある産業 IT や IT インフラの領域を圧倒的に強くすることに加え、社会や産業、顧客の経営課題を読み解き、変革を支えるデジタルソリューションを能動的に提案・実装することが必要と考えております。更には、AI 活用による開発工程を中心とした生産性向上にも取り組み、成長と効率性の両立により強みを磨き上げていくことができると考えています。

対象者が注力する産業 IT・セキュリティ領域に対しては、住友商事が全面的に支援することにより、対象者が業界特化型のオファリング、サービス強化、ネットワンシステムズとのシナジー発揮を含む高付加価値化を進め、ビジネスモデルの転換による更なる成長を促進したいと考えます。

また、対象者が次世代の収益の柱を探索・開発するにあたって住友商事及び住友商事グループ約900社をカスタマーゼロ(注10)として活用するとともに、顧客の業界課題への理解・共感と顧客の経営陣や事業部門とのアクセスを活用して他社とは一線を画した商品やサービスの開発や効果的な顧客への提案を支援できると認識しています。その実現には、コンサル領域の強化、グローバル体制の強化、BPOやデータセンターの再定義、更には顧客経営層への提案・サービス提供体制の整備等が打ち手として考えられ、自社による独自の構築に加え、国内外のパートナー候補との提携や出資を通じた機能獲得・強化により実現が可能であると認識しています。住友商事では、外部リソース獲得による対象者の成長を目的とする大型投資を含め、住友商事の資金力、グローバルネットワーク、事業投資の知見を活用した対象者への支援につき協議・検討していく方針です。

更に、住友商事のデジタル・AI 戦略において、対象者には住友商事グループのデジタルソリューション 事業の中核として、住友商事グループの事業創出・変革と、住友商事とともに社会や産業の変革をリードす ることを期待しています。

(注 10)「カスタマーゼロ」とは、自社を最初の顧客として位置づけ、社内で新しい製品・サービス・ソリューションを先行導入・検証する取り組みを指します。

上記の認識のもと、住友商事は、2024 年 11 月中旬にリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法 律事務所を、同年 12 月中旬に住友商事及び対象者を含む住友商事グループから独立したファイナンシャ ル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といい ます。)を、住友商事及び対象者を含む住友商事グループから独立したファイナンシャル・アドバイザーと してゴールドマン・サックス証券株式会社を選任し、対象者を非公開化し住友商事の完全子会社とすること を具体的に検討するための体制を構築いたしました。

2025 年1月下旬、住友商事は対象者に対して、対象者の成長戦略に繋がる本取引の検討について、初期 的な打診を行い、同年3月上旬以降、資本政策を含む両社協業の可能性についての複数回の協議を経て、同 年5月上旬、対象者より正式提案を行うよう要請を受けました。住友商事は、同年5月 27 日付で法的拘束 力のない初期的な意向表明書を対象者に提出し、本取引の戦略的意義、提案の背景等を説明するとともに、 デュー・ディリジェンスを実施したい旨の申入れを行い、同年6月2日に対象者からデュー・ディリジェン スの資料開示請求に応じる方針の連絡を受けました。その後、同年7月 10 日に、対象者から、本取引のシ ナジーを含む本取引の戦略的意義、本取引のストラクチャー、本取引後の対象者の経営方針等に関して書面 による質問を受け、同年7月17日に当該質問事項に対して説明を行いました。更に、当該回答の内容を踏 まえ、同年8月5日付で、本特別委員会(下記「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過 程及び理由」に定義します。以下同じとします。)から書面による追加の質問を受け、同年8月 14 日に説明 を行いました。更に、同年8月22日及び同年8月28日開催の本特別委員会において、本特別委員会との間 で質疑応答を行いました。また、住友商事は、同年7月 18 日付で対象者のファイナンシャル・アドバイザ 一である野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)からデュー・ディリジェンスに関する説明を 受け、同年7月中旬から8月下旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、その結果を踏 まえ、同年9月29日付で正式意向表明書を対象者に提出いたしました。正式意向表明書において、住友商 事は、改めて本取引の目的や背景等を説明し、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付 価格」といいます。) については、対象者による期末配当が行われないことを前提として 5,050 円 (同年9 月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,565円に対して10.62%(小数点以下第 三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)のプレミアム。)とすることを提案し、本 新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。) については、対象 者との協議を経て対応方針を決定していくことといたしました。同年9月 30 日、対象者及び本特別委員会 より、当該価格は対象者の本源的な価値を反映した価格水準を著しく下回るものであり、少数株主にとって 公正な価格であるとはいえないとして、引き上げの要請を受けました。これに対し住友商事は同年 10 月2 日、本公開買付価格を 5,100 円 (同年 10 月 1 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 4,376 円に対して 16.54%のプレミアム。) とすることを提案いたしましたが、同年 10 月 3 日、対象者及び 本特別委員会より、当該価格は依然として対象者の本源的な価値を著しく下回っており、プレミアム水準に おいても過去事例(注 11)における水準を著しく下回っていることから、少数株主にとって公正な価格で あるとはいえないとして、大幅な引き上げの要請を受けました。これに対し住友商事は同年 10 月6日、本 公開買付価格を 5,100 円(同年 10 月 3 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 4,233 円に対して 20.48%のプレミアム。) として改めて提案いたしましたが、同年 10 月7日、対象者及び本特別 委員会より、当該価格は対象者の本源的な価値を著しく下回っており、プレミアム水準においても過去事例 における水準を著しく下回っていることから、少数株主にとって公正な価格であるとはいえないとして、大 幅な引き上げの要請を受けました。これに対し住友商事は同年10月14日、本公開買付価格を5,150円(同 年 10 月 10 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 4,323 円に対して 19.13%のプレミ アム。)とすることを提案いたしましたが、同年 10 月 16 日、対象者及び本特別委員会より、当該価格は依

然として対象者株式の本源的価値を十分に反映した価格とは言い難く、対象者及び本特別委員会が本取引に 賛同し、応募を推奨できる水準からは大幅に乖離していると考えているとして、引き上げの要請を受けまし た。これに対し住友商事は同年10月17日、本公開買付価格を5,300円(同年10月16日の東京証券取引所 プライム市場における対象者株式の終値 4, 186 円に対して 26. 61%のプレミアム。)とすることを提案いたし ましたが、同年10月20日、対象者及び本特別委員会より、当該価格は依然として対象者株式の本源的価値 を十分に反映した価格とは言い難く、対象者及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することので きる水準からは乖離していると考えているとして、大幅な引き上げの要請を受けました。これに対し住友商 事は同年10月22日、本公開買付価格を5,410円(同年10月21日の東京証券取引所プライム市場における 対象者株式の終値 4,221 円に対して 28.17%のプレミアム。)とすることを提案いたしましたが、同年 10 月 24 日、対象者及び本特別委員会より、当該価格は依然として対象者株式の本源的価値を十分に反映した価 格とは言い難く、対象者及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することのできる水準からは乖離 していると考えているとして、大幅な引き上げの要請を受けました。これに対し住友商事は同年10月27日、 本公開買付価格を5,600円(同年10月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,287 円に対して 30.63%のプレミアム。) とすることを提案いたしましたが、同日、対象者及び本特別委員会よ り、当該価格は依然として対象者株式の本源的価値を十分に反映した価格とは言い難く、対象者及び本特別 委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することのできる水準からは乖離していると考えているとして、大幅 な引き上げの要請を受けました。これに対し住友商事は同年10月28日、本公開買付価格を5,700円(同年 10 月 27 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 4,359 円に対して 30.76%のプレミア ム。)とすることを提案し、同日、対象者及び本特別委員会より、最終的な意思決定は本特別委員会の答申 を踏まえたうえで、対象者取締役会決議を経て決定されるものであるものの、応諾するとの回答がありまし た。

(注 11) 対象者及び特別委員会によれば、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降、2025 年 5 月 8 日までの間に公表された、親会社による上場子会社に対する 非公開化を目的とした公開買付けの事例 78 件における、各 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアム水準は 40.59%、40.32%、38.72%であるとのことです。

本新株予約権買付価格については、本新株予約権は、公開買付者が取得したとしてもこれらを行使することはできないと解されるため、同年10月20日にいずれも1円とすることを提案しており、対象者及び本特別委員会より特段異議は述べられておりません。

公開買付者らは、上記の対象者との協議及び交渉を経て、同年 10 月 29 日に本公開買付価格を 5,700 円、本新株予約権買付価格を 1 円として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i)検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「①公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、住友商事から、2025 年 1 月下旬に、初期的な打診を受け、同年 3 月上旬以降、資本政策を含む両社協業の可能性についての複数回の協議を経て、同年 5 月上旬、対象者から、住友商事に対し正式提案を行うよう要請をしたとのことです。その後、住友商事から、同年 5 月 27 日、意向表明書を受領し、本取引の戦略的意義、提案の背景等の説明を受けるとともに、デュー・ディリジェンスを実施したい旨の申入れがあったとのことです。これを受けて、対象者は、本取引の検討並びに住友商事との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、住友商事が対象者の支配株主(親会社)であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、2025 年 6 月上旬に住友商事グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャ

ル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ」といいます。)をそれぞれ選任したとのことです。

また、対象者は、本取引の公正性を担保するため、西村あさひの助言も得つつ、住友商事グループから独 立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る 検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、対象者は、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正 性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措 置)」の「(i) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のと おり、特別委員会の設置に向けた準備を進めた上で、2025年6月12日開催の対象者取締役会における決議 により、早稲田祐美子氏(対象者独立社外取締役・監査等委員、弁護士、株式会社 IHI 社外監査役、中外製 薬株式会社社外監査役)、山名昌衛氏(対象者独立社外取締役、TDK 株式会社社外取締役、株式会社ゼンシ ョーホールディングス社外取締役、株式会社かんぼ生命保険社外取締役)及び松石秀隆氏(対象者独立社外 取締役・監査等委員、日本国土開発株式会社社外取締役)の3名から構成される特別委員会(以下「本特別 委員会」といいます。本特別委員会の検討の経緯及び判断内容等については、下記「3.買付け等の概要」 の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するため の措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) | の「(i) 対 象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置 し、本特別委員会に対し、(ア) 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含 む。)、(イ)本取引の取引条件の公正性、(ウ)本取引に係る手続の公正性、(エ)本取引を行うことが、対 象者の一般株主にとって公正であるか、(オ)本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明する こと及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、及び(カ)その他対象者の取 締役会が本取引について検討するにあたり本特別委員会に対して適宜諮問する事項(以下、これらを総称し て「本諮問事項」といいます。) について諮問したとのことです。

また、対象者は、本特別委員会の設置にあたり、(a)特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に 係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が公正でないと判断した場合には、本取引 に賛同しないこととする、(b)本特別委員会の財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー (以下「アドバイザー等」といいます。)を選任する権限、(c) 本特別委員会は、本特別委員会として対象 者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザ 一等に対して専門的助言を求めることができるものとし、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係 る合理的費用は対象者の負担とする、(d)対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者 に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を付与する、(e)本特別委員会 が、必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行い、本特別委員会が、本取引の取引条件等の交渉を直接 行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報 告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等の交渉過程に実 質的に関与する状況を確保するよう努めるものとし、対象者は当該状況が確保されるよう協力する旨を決議 しているとのことです(本特別委員会の設置等の経緯については、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及 び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(i) 対象者にお ける独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。

なお、本特別委員会は、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(i) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2025 年7月1日、上記の権限に基づき、住友商事グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいま

す。)を、住友商事グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして外苑法律事務所をそれぞれ選任する旨を決定しているとのことです。

また、対象者は、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(i) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、住友商事グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任の承認を受けているとのことです。

更に、対象者は、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(vi) 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、対象者グループ以外の住友商事グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

(ii)検討・交渉の経緯

対象者は、上記のとおり検討体制を整備した上で、野村證券から対象者株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者らとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、西村あさひから本取引における手続の公正性を確保するための対応及びその他に対する法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限に尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

また、対象者は、2025 年 5 月 27 日に住友商事から意向表明書を受領して以降、本特別委員会の意見を聴取し、その承認及び指示・要請を受けながら、住友商事との間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってきたとのことです。

具体的には、対象者は、同年5月27日に意向表明書を受領したことを受け、本特別委員会との検討・協議を進め、同年7月10日に、住友商事に対し、本取引のシナジーを含む本取引の戦略的意義、本取引のストラクチャー、本取引後の対象者の経営方針等に関して書面による質問をしたところ、同年7月17日に当該質問事項について書面での回答を受け、また、対象者から住友商事に対して、口頭での当該回答についての確認を行ったとのことです。更に、当該回答の内容を踏まえ、本特別委員会は、住友商事に対し、同年8月5日付で、書面による追加の質問をしたところ、同年8月14日に当該追加質問事項について書面の回答を受け、その後、同年8月22日及び同年8月28日開催の本特別委員会において、住友商事から当該追加質問事項への回答に関する説明を受け、本特別委員会と住友商事との間でこれに対する質疑応答を行ったとのことです。その後、同年9月18日、対象者は、住友商事との間で本取引後の対象者の経営方針に関する面談を実施し、同年9月26日、本特別委員会に当該面談の内容を報告するとともに、これを踏まえた本特別委員会との意見交換を実施したとのことです。

本公開買付価格については、対象者は、同年9月29日以降、住友商事との間で、複数回にわたる交渉を重ねてきたとのことです。具体的には、対象者は、同年9月29日、住友商事が、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び対象者を取り巻く外部環境、並びに対象者より受領した本事業計画(以下に定義します。)及び対象者の株式価値算定の結果等の各種要素を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果である正式な提案として、住友商事から、本公開買付価格を対象者による期末配当が行われないことを前提として5,050円(同年9月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,565円に対して10.62%のプレミアム。)とすることを含んだ本取引の諸条件に関する提案を受けたとのことです。これに対し、対象者及び本特別委員会は、同年9月30日、住友商事に対し、当該価格は対象者の本源的な価値を反

映した価格水準を著しく下回るものであり、少数株主にとって公正な価格であるとはいえないとして、引き 上げの要請をしたとのことです。これに対し住友商事から、同年10月2日、本公開買付価格を5,100円(同 年10月1日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,376円に対して16.54%のプレミア ム。)とする提案を受けたとのことですが、同年10月3日、対象者及び本特別委員会は、当該価格は依然と して対象者の本源的な価値を著しく下回っており、プレミアム水準においても過去事例における水準を著し く下回っていることから、少数株主にとって公正な価格であるとはいえないとして、大幅な引き上げの要請 をしたとのことです。これに対し住友商事から、同年10月6日、本公開買付価格を5,100円(同年10月3 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,233円に対して20.48%のプレミアム。)とし て改めて提案を受けたとのことですが、同年 10 月7日、対象者及び本特別委員会は、当該価格は対象者の 本源的な価値を著しく下回っており、プレミアム水準においても過去事例における水準を著しく下回ってい ることから、少数株主にとって公正な価格であるとはいえないとして、大幅な引き上げの要請をしたとのこ とです。これに対し住友商事から、同年10月14日、本公開買付価格を5,150円(同年10月10日の東京証 券取引所プライム市場における対象者株式の終値 4, 323 円に対して 19. 13%のプレミアム。)とする提案を受 けたとのことですが、同年10月16日、対象者及び本特別委員会は、当該価格は依然として対象者株式の本 源的価値を十分に反映した価格とは言い難く、対象者及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨でき る水準からは大幅に乖離していると考えているとして、引き上げの要請をしたとのことです。これに対し住 友商事から、同年 10 月 17 日、本公開買付価格を 5,300 円(同年 10 月 16 日の東京証券取引所プライム市場 における対象者株式の終値4,186円に対して26.61%のプレミアム。)とする提案を受けたとのことですが、 同年 10 月 20 日、対象者及び本特別委員会は、当該価格は依然として対象者株式の本源的価値を十分に反映 した価格とは言い難く、対象者及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することのできる水準から は乖離していると考えているとして、大幅な引き上げの要請をしたとのことです。これに対し住友商事から、 同年10月22日、本公開買付価格を5,410円(同年10月21日の東京証券取引所プライム市場における対象 者株式の終値 4, 221 円に対して 28. 17%のプレミアム。)とする提案を受けたとのことですが、同年 10 月 24 日、対象者及び本特別委員会は、当該価格は依然として対象者株式の本源的価値を十分に反映した価格とは 言い難く、対象者及び本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することのできる水準からは乖離してい ると考えているとして、大幅な引き上げの要請をしたとのことです。これに対し住友商事から、同年 10 月 27日、本公開買付価格を5,600円(同年10月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終 値 4, 287 円に対して 30. 63%のプレミアム。)とする提案を受けたとのことですが、同日、対象者及び本特別 委員会は、当該価格は依然として対象者株式の本源的価値を十分に反映した価格とは言い難く、対象者及び 本特別委員会が本取引に賛同し、応募を推奨することのできる水準からは乖離していると考えているとして、 大幅な引き上げの要請をしたとのことです。これに対し住友商事から、同年10月28日、本公開買付価格を 5,700 円(同年 10 月 27 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 4,359 円に対して 30.76%のプレミアム。)とする提案を受けたとのことです。そして、同日、対象者及び本特別委員会は、最 終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で、対象者取締役会決議を経て決定されるものであるも のの、応諾するとの回答をしたとのことです。

以上の検討・交渉過程において、対象者は、本公開買付価格に関する住友商事との協議及び交渉にあたり、本特別委員会から聴取した意見並びに野村證券及び西村あさひからの助言を踏まえて検討を行っており、その際、本特別委員会においては、随時、本特別委員会のアドバイザーであるプルータス・コンサルティング及び外苑法律事務所から助言を受けるとともに、対象者や対象者のアドバイザーとの意見交換を行い、適宜、確認・承認を行ってきたとのことです。具体的には、野村證券及びプルータス・コンサルティングが対象者株式の価値算定において基礎とする対象者の事業計画(以下「本事業計画」といいます。)(注1)の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について、事前に本特別委員会の確認を経て、その承認を受けた上で、対象者より住友商事に対し本事業計画を提示したとのことです。また、対象者は、住友商事との交渉にあたっては、事前に本特別委員会において審議のうえ決定した交渉方針に従って対応を行っており、住友商事から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行

い、住友商事との交渉方針等について本特別委員会から意見、指示、要請等を受け、これに従って対応を行っているとのことです。

(注1) 本事業計画は、対象者が本取引の検討開始後に作成したものであるとのことです。また、本事業計画の作成にあたっては、対象者及び住友商事の兼務者である従業員1名が関与しているものの、当1名の知識及び経験を踏まえると、当該1名が関与せずに作成された本事業計画の十分性、実現可能性に係る懸念が大きく、当該1名を本事業計画の作成過程に関与させる必要性が高いことを踏まえ、内容の妥当性について利害関係のない上長(対象者の當麻隆昭代表取締役執行役員社長、尾﨑務執行役員副社長、奥原隆之執行役員常務及び企画本部本部長)による確認を行うこと等を条件に、当該1名は、事業計画の作成過程に関与しているとのことです。以上の取扱いについては、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

そして、対象者は、2025年10月29日付で、本特別委員会から、(ア)本取引は対象者の企業価値向上に 資すると認められ、本取引の目的は合理的であると考えられる、(イ) 本公開買付価格は、プルータス及び 野村證券の各株式価値算定結果等に照らし、対象者の本源的価値を相応に反映した金額であるとの合理的評 価が可能な妥当な価格であり、本取引の条件は公正であると考えられる、(ウ) 本取引においては適切な公 正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考えられる、 (エ) 本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられる、並びに(オ)対象者の取締役会 が(i)本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、(ii)対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を 推奨すること及び(iii)本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募をするか否かについて、本新株予約 権者の判断に委ねることは首肯できる旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けていると のことです。なお、本特別委員会は、2025年10月28日付でプルータス・コンサルティングから対象者株式 に係る株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)」といいます。)及 び本公開買付価格である1株当たり 5,700 円が対象者の株主(住友商事及び対象者を除きます。)にとって 財務的見地から妥当であると考える旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」とい います。)の提出を受けているとのことです(対象者株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及 び本フェアネス・オピニオンの概要については、下記「3.買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の 算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避 するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) | の「(iii) 特別委員会における独立した 第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。)。

(iii) 判断内容

以上の経緯の下で、対象者は、2025年10月29日開催の対象者取締役会において、西村あさひから受けた 法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言、2025年10月28日付で野村證券から提出を受けた対 象者株式に係る株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書(野村證券)」といいます。)の内容を踏まえ つつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取 引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なも のか否かについて、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、以下のとおり、対象者としても、公開買付者による本公開買付けを含む本取引を通じて対象者の株主を公開買付者らのみとすることが対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

これまで対象者は、長年にわたり、顧客と真摯に向き合い、IT パートナーとして寄り添う企業文化を育むとともに、幅広い業種・業界でのアプリケーション・IT インフラの設計・開発から、保守運用、BPO サービス、検証サービスまでを提供し、豊富な経験と実績を積み重ねてきたとのことです。

社会のデジタル化の急速な進展に伴い、IT サービスの需要は従来の業務効率化やシステム導入に留まらず、デジタルビジネス化や業務モダナイゼーションをはじめ、持続可能な社会の実現を目指す事業変革へとシフトしており、ネットワークの近代化もますます急務となっているとのことです。事業変革を支えるデジ

タル技術へのニーズは一層高度化しており、従来の請負型での IT サービスから、顧客事業への直接的な貢献を志向する提案型の IT サービスへの転換が不可避となっていると認識しているとのことです。また、国内 IT サービス市場は中長期的に一定の拡大が見込まれている一方で、今後、生産年齢人口の減少の加速が見込まれ、IT 人材の需給環境は今後不安定になる可能性があるとのことです。また、大手日系企業の海外展開が加速しており、エネルギーや豊かな社会構築等の社会課題も、国内市場だけではなく、海外において求められつつあるとのことです。

対象者グループを取り巻く競争環境に目を向けると、顧客の事業への深い知見を持つコンサルティング会社が、M&A 等を通じて機動的に提供機能を拡充し、コンサルティングから IT システム導入まで一貫して担うプレイヤーへと進化しているとのことです。加えて、ハイパースケーラーによるクラウドベースのアーキテクチャが主流化し、先進的なサービス提供やプラットフォーム拡充を積極的に進めるなど、プレゼンスを急速に高めているとのことです。また、同業企業においても、組織再編により、DX の加速、グローバル競争力の向上、グループ全体での最適な経営資源配分による企業力の強化の動きが加速しているとのことです。このように、従来のシステムインテグレーター・ネットワークインテグレーターが担っていた市場や経営環境には、大きな構造変化が起きており、今後もこのような変化が続くことが予想されるとのことです。

このような IT サービス需要の質的変化に対し、高度かつ最新の IT インフラ技術とアプリケーションサービス技術の融合による新たなソフトウェアエンジニアリングサービス、更には生成 AI 等の先端技術を活用していくデジタルサービスの展開が求められているとのことです。手段の提供から産業・経営事業課題の解決策を提案する課題解決力、AI をはじめ進化し続ける先端技術や高度技術者、グローバルで社会課題解決に対してデジタル技術をはじめとした先端技術の社会実装力等のケイパビリティの拡充やスピード感を持った事業展開が不可欠になっているとのことです。こうした環境の変化に能動的に対応し、求められる変革を実現していくためには、自律的な成長に加えて、買収や提携による成長も必要になっていると認識しているとのことです。

しかしながら、事業環境が大きく変化する中において変革を実現するためには中長期な目線での大胆な先行投資を機動的に実行していくことが必要になるところ、当該投資は不確実性を伴うことから、短期的には対象者の業績が悪化する可能性もあるとのことです。そして、対象者が上場している間は、対象者の株主の皆様の利益を追求する必要があることから、短期的な利益に囚われない中長期的な投資や事業改革を同時にかつ迅速に実行することは難しい状況にあるとのことです。

また、住友商事と対象者の現在の資本関係においては、住友商事が対象者グループに投入する経営資源から得られる対象者グループ利益の一部は対象者の少数株主に流出するため、住友商事にとっては、自らが投入した経営資源から得られる利益を全て得ることができず、住友商事と対象者の少数株主との間に構造的な利益相反関係が生じ、住友商事の株主を含むステークホルダーへの合理的な説明が難しいことや、両社の協業における意思決定や施策実行のスピード感及び住友商事による対象者グループへの経営資源の投入に制約が生じるという課題があるとの説明を受けているとのことです。

対象者は、上記の対象者グループを取り巻く経営環境を踏まえ、本取引を通じて対象者が非公開化し、住 友商事と対象者の少数株主との間の構造的な利益相反関係を解消し、住友商事が集中的・機動的に対象者グ ループへ更なる経営資源を投入することを可能とすることが、対象者の更なる企業価値向上に資するとの結 論に至ったとのことです。

対象者は、住友商事グループの国内外に広がる幅広い業界・顧客ネットワーク、多様な産業分野での約900 社のグループ事業会社で培った各業界でのポジション及び総合商社としての事業構想力と、対象者の先端 IT ソリューション提供力及び 10,000 社超の顧客とのビジネスで獲得してきた業務知見を集結させることで、地球規模での社会課題や国家レベルの産業の変革にも AI やデータ分析等の先端技術を駆使して貢献できるようになると考えているとのことです。また、対象者グループは、住友商事グループが持つ営業・事業現場のビジネスニーズを起点とした IT サービスを実装する経験を蓄積することによって、次世代型の課題解決型企業へと変革することが可能になると考えているとのことです。

本取引を通じた非公開化により、住友商事と対象者の少数株主との間にある構造的な利益相反関係が解消され、より一層人材交流を活発化させることが可能となり、両社が一体感を持ち、それぞれの強みを融合させた事業展開、住友商事によるメリハリのある経営資源の配分、機動的な意思決定等が可能となり、これまでにない連携によるシナジーの発揮が期待されるとのことです。こうした両社の協働はより大きな社会的インパクトを生み出し、人的資本経営を掲げる対象者にとって、従業員がこれまでとはスケールの異なる地球規模、国家レベルの課題解決へ取り組めること、それによる社会への貢献実感・更なる働きがいの向上、一人ひとりの市場価値をより高める経験を得られることができ、これまでにない従業員の成長機会に繋がり、対象者グループは新しい価値を創造し続ける企業へと飛躍できると考えているとのことです。

対象者は、「グランドデザイン 2030」を掲げ、総合的企業価値の飛躍的向上、社会への価値創出、顧客事業への直接貢献を目指し、コア事業である IT サービスによる顧客企業や社会への価値提供を拡大するとともに、自らも主体的に社会への価値創出に取り組み、顧客や社会とともに成長すること志向しており、本取引を通じた住友商事グループとの連携はその実現を加速すると考えているとのことです。本取引後、具体的には以下のようなシナジー創出を見込んでいるとのことです。

I. 事業構想からデジタル実装までの総合的なデジタルソリューションの提供

住友商事が得意とする地球規模や国家レベルでの社会課題を起点としたあらたな事業構想、グローバルレベルでのパートナリング、資本力を含めた資金調達力に、対象者グループのデジタルサービスやソリューション業務知見を組み合わせることで、事業構想からデジタル実装までをワンストップで提供する総合的なデジタルソリューションが実現可能になると考えているとのことです。

住友商事の有する9事業グループにおける業界や取引顧客の経営トップとの関係性を通じ、業界の課題、経営課題に対する活きた知見を得られることで、これまでの手段としてITサービスの提供から、他社にはない経営課題解決・事業貢献に直結するデジタル活用、価値の提供が実現可能になると考えているとのことです。住友商事グループの約900社のグループ事業会社の基盤をカスタマーゼロとして最大限活用し、事業現場に入り込み課題解決に直結するサービスやプロダクトの企画・提案といった他社にはない優位性を獲得するだけでなく、住友商事の有する巨大な顧客ネットワークと産業基盤を活用し、これまでにリーチできていなかった市場やビジネスの最前線への競争力のあるデジタルサービス展開が可能になると考えているとのことです。

Ⅱ. 上流コンサルティング機能及びデジタルケイパビリティの強化

住友商事のブランド力や資本力を活用し、採用強化や買収・パートナリングにより上流コンサルティング機能の強化を図り、高度なデジタル技術と組み合わせることで顧客へ新たな価値創出や社会課題解決に向けた提案力の拡充につながるとのことです。

また、住友商事が進めている、住友商事の完全子会社であるSCデジタル株式会社(注2)によるデジタルマーケティング機能や、株式会社Insight Edge(注3)のAIエンジニア等を結集することに加え、住友商事の有する国内外のデジタル企業とのネットワークを活用したアライアンス強化等を通じて、先端技術を有した世界レベルでの高度デジタル技術者・知見・インフラの獲得が期待できるとのことです。

- (注2) 顧客企業に対し、マーケティング領域を中心に、データとデジタルを活用し、コンサルティング、システム導入・運用、クリエイティブ提供等のサービスを提供しています。
- (注3) AI やデジタル技術等のテクノロジーを活用し、企業のビジネスモデルや業務プロセスを変革し、 競争力を高める支援を行っています。

Ⅲ. グローバル展開の加速

住友商事の豊富な海外ネットワークや拠点、グローバル人材を活用することで、グローバルな現地パートナー、顧客へのアクセスが容易になると考えているとのことです。日本企業の海外進出に必要なパ

ートナーの開拓、特定地域において一定規模の事業基盤を有するテクノロジー企業との資本業務提携をはじめとしたダイナミックな連携によって、対象者の海外戦略の実行が加速すると考えているとのことです。更にセキュリティを含む IT インフラ、モビリティ、ERP(注4)等対象者が強みを有する領域、技術分野において、海外現地法人やジョイントベンチャーの設立等によるサービス立ち上げや、特定地域における共同でのプロジェクト推進等を通じて、海外売上高の拡大が可能になると考えているとのことです。

(注4)「ERP」とは、企業の会計業務や人事業務等の基幹となる業務を統合し、効率化、情報の一元化を 図るためのシステムを指すとのことです。

対象者グループは、住友商事が海外事業を運営する上で培ってきた事業ノウハウ、リスク管理、コンプライアンス機能等を活用でき、海外展開時の各リスクにも柔軟かつ着実に対処できるようになると考えているとのことです。加えて、住友商事の資本力の活用による M&A、グローバル経営人材による現地企業の経営等、海外での事業展開に必要なケイパビリティを拡充することにもつながると考えているとのことです。また、対象者グループの人材の出向も含め、住友商事の海外拠点や海外事業へ派遣することで、国際的な教養、異文化への適応力、国際的な人脈等を有した海外人材の育成が可能になると考えているとのことです。

IV. 社会課題の解決に資する次世代デジタル事業の開発

住友商事のもつ、幅広い産業での事業開発の経験・資本力と対象者グループが有する業務知見・先進技術力・デジタル人材を掛け合わせることにより、抽出された潜在的な社会課題、産業の変革ニーズに対して、従来とは異なる次世代デジタル事業の創出をより加速させると考えているとのことです。従来はグループ間協議を要していた次世代デジタル事業の立ち上げや実証実験が、両社の間で戦略的意思決定やリソース配分を一体的に進めることが可能となり、より迅速かつ柔軟に実現できる体制が整うと考えているとのことです。

また、こうした新規事業への先行投資は不確実性を伴い、対象者が上場している間は、対象者の株主 の皆様の利益を追求する必要があることから、大きな投資の実行が困難でありましたが、非公開化する ことで、中長期的な大きな投資が実行可能になると考えているとのことです。

なお、対象者は、対象者が本取引を通じて非公開化されることによる、上場企業としてのブランド力低下に伴う取引先その他のステークホルダーへの影響や従業員のモチベーション低下の可能性について検討したとのことです。もっとも、住友商事としては、対象者の経営体制・取締役会の構成について、本取引実施後も、対象者の独自性を尊重した適切なガバナンスと、対象者を含む住友商事グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本取引後に住友商事と対象者の間で協議していく方針であること、本取引後に対象者従業員の現行制度における雇用・労働条件を悪化させるような変更は基本的に想定していないと聞いており、また、対象者の従業員のモチベーションの維持、取引先の拡大等を図るため、対象者のブランディング向上に繋がる施策についても、対象者と協議し最大限意向を反映させる体制を整備する方針であること等を踏まえ、対象者としては、対象者が本取引を通じて非公開化されることは、対象者グループの取引先、従業員、その他のステークホルダーにおいても受け入れられると考えているとのことです。

なお、上場廃止に伴い、株式等資本市場における資金調達手段は限定されますが、むしろ親会社である住 友商事の資金調達力を機動的に活用できることから、本取引のディスシナジーとはならないと考えていると のことです。

総じて、本取引により住友商事及び対象者の連携が進むことでより一層のシナジー創出の可能性が見込まれる一方、対象者の事業に重大な影響を及ぼすようなディスシナジーは特段生じないと考えているとのことです。

また、以下の理由により、本公開買付価格である 5,700 円は、対象者の本源的価値を反映した、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者グループを取り巻く足元の事業環境を映した株価推移に鑑みても、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却及び利益確保の機会を提供するものであると総合的に判断したとのことです。

- (ア)当該価格が、対象者において、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、住友商事との間で真摯な交渉を重ねた結果合意された価格であること。
- (イ) 当該価格が、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者株式価値算定書(野村證券)における野村證券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法、類似会社比較法及び類似取引比較法による算定結果の上限を上回り、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの中央値を上回る価格であること。
- (ウ) 当該価格が、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の対象者株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)におけるプルータス・コンサルティングによる対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回り、DCF 法による算定結果のレンジの中央値を上回る価格であること。また、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格である1株当たり5,700円が対象者の株主(住友商事及び対象者を除きます。)にとって財務的見地より公正であると考える旨の本フェアネス・オピニオンが発行されていること。
- (エ)当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2025 年 10 月 28 日の東京証券取引所における対象者株式の終値 4,258 円に対して 33.87%、同日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 4,299 円に対して 32.59%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 4,543 円に対して 25.47%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 4,415 円に対して 29.11%のプレミアムが加算されたものであること。一般的に PBR が高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件及び M&A 案件における市場価格に対するプレミアム率は低くなる傾向にあるところ、2025 年 10 月 28 日の対象者の PBR は約 4.6 倍となっている。経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降に公表され、2025 年 10 月 28 日までに公開買付けが成立した公開買付け案件(①対象会社が、買付者、買付者の最終親会社又は買付者と共同で対象会社の非公開化を企図した会社のいずれかの連結子会社であった公開買付け案件又は MBO 案件、かつ、②対象会社の非上場化を企図した案件に限り、③敵対的公開買付け、二段階公開買付け、リーク・憶測報道がされた案件、発

表前日のプレミアムがディスカウントとなっている案件、不成立となった案件、対象会社が債務超過 又は債務超過により東京証券取引所が定める上場維持基準に抵触する可能性が懸念される案件を除 く。)のうち、対象会社の PBR が 2 倍以上の事例 20 件(以下「本件類似事例」といいます。)におけ るプレミアム率は、公表日の前営業日の終値に対しては 15~20%のプレミアムが付された事例が 4 件 と最頻値、公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値に対しては 20~25%のプレミアムが 付された事例が 4 件と最頻値、公表日の前営業日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値に対しては 20~ 25%のプレミアムが付された事例が 5 件と最頻値、公表日の前営業日までの直近 6 ヶ月の終値単純平 均値に対しては 25~30%のプレミアムが付された事例が 4 件と最頻値となっている。上記を踏まえる と、本公開買付価格は、本件類似事例との比較において相応のプレミアムが付されていると考えられ ること。

(オ)当該価格は、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(i)対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025 年 10 月 29 日開催の対象者取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

なお、当該取締役会における決議の方法については、下記「3.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(vii)対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員であるものを含みます。)の承認」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

住友商事は、住友商事及びグループ各社の自律的な経営、対話、及び連携を通じて、強固な事業基盤を築き、新たな価値を創造することで、グループの企業価値を向上することを目指し、グループマネジメントポリシーを制定しています。本取引後も対象者の自律を尊重し、対象者が描く持続的な成長と変革を全面的に支援することが基本線であり、上記「① 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者と住友商事が考える成長戦略を共有し、更なるアップサイドの実現にも取り組んでいく考えです。また、本取引後の対象者の取締役会の構成については、役員派遣の有無その他人事に関する事項を含め現時点で決定している事項はありませんが、前述のとおり住友商事のグループマネジメントポリシーに基づいて対象者の自律を尊重しつつ、対象者の株主が公開買付者らのみとなることを踏まえ、住友商事のデジタル・AI 戦略を迅速かつ柔軟に実行できる体制を整えることについて、本取引後に対象者と協議してまいります。執行体制については、既存の体制に大きな変更を加えることは現時点では想定しておりませんが、成長戦略を実現する迅速な意思決定を可能とする適切な体制を構築するために、適切なタイミングで対象者と具体的な検討を開始する予定です。また、対象者の従業員については、本取引後に対象者の現行制度における雇用・労働条件を悪化させるような変更は基本的に想定しておりませんが、具体的な内容については今後協議していきたいと考えています。

そのうえで、住友商事は、対象者グループに関して役職員の雇用・労働条件の維持、役職員のインセンティブ設計の検討、経営の独立及び自主性の尊重、対象者の意向に配慮したガバナンス体制構築、並びに、シナジー創出に向けた両社間での検討体制構築と中長期の事業計画策定を対象者の意向として受けており、こ

れらを踏まえて今後誠実に対象者との間で検討・協議を行う考えです。

なお、住友商事は、将来的に、その所有する対象者株式の公開買付者への譲渡等により、公開買付者を住 友商事グループの本取引に関連する事業を束ねる持株会社とすることも含めて検討中ですが、本日現在、詳 細については未定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者ら及び対象者は、対象者が公開買付者の親会社である住友商事の連結子会社であるため、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、公開買付者らと対象者の一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、以下の措置を講じております。

なお、公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本日現在、対象者株式を所有していませんが、公開買付者の親会社である住友商事は対象者株式158,091,477株(所有割合50.54%)を所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の一般株主の皆様の利益に資さない可能性があるものと考え、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者ら及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置が講じられていることから、公開買付者らとしては、対象者の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えており、対象者としても同様に判断しているとのことです。

- ① 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
- ② 特別委員会における独立した法律事務所からの助言
- ③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得
- ④ 対象者における外部の法律事務所からの助言
- ⑤ 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の 取得
- ⑥ 対象者における独立した検討体制の構築
- ⑦ 住友商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ⑧ 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員であるものを含みます。)の承認
- ⑨ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保
- ⑩ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者の株券等の全て(但し、住友商事が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者らのみとすることを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者らが所有する対象者の議決権の総数が対象者の総株主の議決権の

90%以上となり、住友商事が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、住友商事は、 本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公 開買付者ら及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者 株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予 約権に係る新株予約権者の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その所有する本新株予 約権の全てを売り渡すことを請求(以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」と併せて「株式 等売渡請求」といいます。) する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、 本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求に おいては、本新株予約権1個当たりの対価として本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に 対して交付することを定める予定です。この場合、住友商事は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株 式等売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合 には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、住友 商事は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全 部を取得し、売渡新株予約権者の全員からその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、住友 商事は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、当該各売渡株主に対し、本 公開買付価格と同額の金銭を交付するとともに、売渡新株予約権者がそれぞれ所有していた本新株予約権1 個当たりの対価として、当該各売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予 定です。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、(a) 譲渡制限期間中に、対象者の普通株 式を対象とする株式売渡請求に関する事項が対象者の取締役会で承認された場合(但し、売渡株式の取得日 (以下「売渡請求効力発生日」といいます。)が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。) には、対象者取締役会の決議により、付与対象者が当該承認の日において保有する本譲渡制限付株式の数に、 付与対象者の役務提供期間開始日(付与対象者が対象者グループの取締役の場合には、各年の株式発行日の 直前の定時株主総会の日を指し、付与対象者が対象者グループの取締役以外の場合には、各年の株式発行日 の直前の4月1日を指します。)を含む月の翌月(但し、付与対象者が対象者グループの取締役以外の場合 には、役務提供期間開始日を含む月)から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数(但し、計算 の結果、その数が1を超える場合は、1とします。)を乗じた数(但し、計算の結果、1株未満の端数が生 ずる場合には、切り捨てるものとします。)の本譲渡制限付株式について、売渡請求効力発生日の前営業日 の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b) 上記(a) に規定する場合は、対象者は、売渡請 求効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当 然に無償で取得するものとされております。本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a) の規定に従い、売渡請求効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、 株式売渡請求の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、売渡請求効力発生日の前営業日をもって 譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、住友商事より株式等売渡請求をしようとする旨及び会 社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において株式等売渡請 求を承認する予定であるとのことです。

株式等売渡請求に関連する少数株主及び新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会 社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、そ の所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められていま す。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式又は本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判 断することになります。

② 株式の併合

本公開買付けの成立後、公開買付者らが対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者らは、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を 2026 年 2 月を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らからこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定とのことです。公開買付者らは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案について承認された場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。)に相当する対象者株式を対象者又は住友商事若しくは公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。公開買付者らは、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者ら及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。

また、株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者らが対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者ら及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者ら及び対象者を除きます。)は、対象 者に対してその所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、(a) 譲渡制限期間中に、株式の併合(当 該株式の併合により付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限りま す。)が対象者の株主総会で承認された場合(但し、当該株式の併合の効力発生日(以下「株式併合効力発 生日」といいます。) が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。) には、対象者取締役会の 決議により、付与対象者が当該承認の日において保有する本譲渡制限付株式の数に、付与対象者の役務提供 期間開始日(付与対象者が対象者グループの取締役の場合には、各年の株式発行日の直前の定時株主総会の 日を指し、付与対象者が対象者グループの取締役以外の場合には、各年の株式発行日の直前の4月1日を指 します。)を含む月の翌月(但し、付与対象者が対象者グループの取締役以外の場合には、役務提供期間開 始日を含む月)から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数(但し、計算の結果、その数が1を 超える場合は、1とします。)を乗じた数(但し、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、切り捨 てるものとします。) の本譲渡制限付株式について、株式併合効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲 渡制限を解除するものとされ、(b) 上記(a)に規定する場合は、対象者は、株式併合効力発生日の前営業 日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するも のとされております。本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の (a) の規定に従い、株式併 合効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式併合の対象とし、 上記割当契約書の(b)の規定に従い、株式併合効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていな

い本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

また、公開買付者らは、本公開買付け成立後、公開買付者らが対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者ら及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1)対象者の概要

1	名称	SCSK株式会社
2	所 在 地	東京都江東区豊洲 3 丁目 2 番20号
3	代表者の役職・氏名	代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭
4	事 業 内 容	情報サービス事業
(5)	資 本 金	21,561百万円(2025年3月31日現在)
6	設 立 年 月 日	1969年10月25日
7	大株主及び持株比率	住友商事株式会社 50.59%
	(2025年3月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 8.89%
		株式会社日本カストディ銀行(信託口) 5.66%
		S C S K グループ従業員持株会 2.08%

					STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1.55%
					(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	
					STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1.29%
					(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	
					株式会社アルゴグラフィックス	0.97%
					株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	0.93%
					GOVERNMENT OF NORWAY	0.87%
					(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	
					STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510312	0.70%
					(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	
⑧ 公開買付者と対象者の関係						
	資	本	関	係	公開買付者の親会社である住友商事は、本日現在、	対象者株式
					158,091,477株(所有割合50.54%)を所有し、対象者を連	[結子会社と
					しております。	
	人	的	関	係	本日現在、対象者の取締役11名のうち1名が、公開買付者	一の親会社で
					ある住友商事の執行役員を兼務しております。	
					上記のほか、本日現在、対象者の従業員11名が住友商事に	出向してお
					り、住友商事の従業員20名が対象者に出向しております。	
	取	引	関	係	公開買付者の親会社である住友商事は、対象者からソフ	トウェア開
					発、情報処理サービス、ハードウェア及びソフトウェア等	の仕入を行
					っております。	
	関連当事者への該当状況			状況	対象者は、公開買付者の親会社である住友商事の連結子会社であり、	
					公開買付者の親会社である住友商事の関連当事者に該当し	ます。

(注)「大株主及び持株比率(2025年3月31日現在)」は、対象者が2025年6月24日に提出した第57期第有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	2025年10月29日(水曜日)
	2025年10月30日(木曜日)
公開買付開始公告日	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。
	(電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2025年10月30日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2025年10月30日(木曜日)から2025年12月12日(金曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性 該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金5,700円

② 新株予約権

- (i) 2007 年6月 27 日開催の対象者株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第2回新株予約権」といいます。) (行使期間は2007 年7月 28 日から2027 年7月 26 日まで) 1個につき、金1円
- (ii) 2010 年6月 25 日開催の対象者株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第8回新株予約権」といい、第2回新株予約権及び第8回新株予約権を総称して、以下「本 新株予約権」といいます。) (行使期間は2010年7月31日から2030年7月29日まで) 1個につき、 金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

住友商事は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者を含む住友商事グループから独立した第三者算 定機関として、住友商事のファイナンシャル・アドバイザーであるSMBC日興証券に対して、対象者株式 の株式価値の算定を依頼しました。

SMBC日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき 算定手法を検討のうえ、対象者が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法及び将来 の事業活動を評価に反映するために DCF 法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、住友商事 はSMBC日興証券から 2025 年 10 月 28 日付で対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本 株式価値算定書」といいます。)を取得しました。なお、公開買付者らは、下記「②算定の経緯」の「(本 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性 を担保するための措置)」に記載の諸要素を総合的に考慮し、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がな されていると考えていることから、SMBC日興証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネ ス・オピニオン)を取得しておりません。

SMBC日興証券による対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価法 : 4, 299 円~4, 543 円 類似上場会社比較法 : 3, 334 円~4, 249 円 DCF 法 : 3, 662 円~6, 133 円

市場株価法では、算定基準日を 2025 年 10 月 28 日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 4,299 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 4,543 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 4,415 円を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を4,299 円から 4,543 円までと算定しております。

類似上場会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を 3,334 円から 4,249 円までと算定しております。

DCF 法では、対象者から提供を受けた 2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの本事業計画を基礎とし、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として住友商事が調整を行った対象者の将来の財務予測に基づき、対象者が 2026 年 3 月期第 2 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の企業価値や株式価値を評価し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 3,662 円から 6,133 円までと算定しております。なお、DCF 法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、ネットワンシステムズを 2024 年 12 月 25 日付で連結子会社としたことに起因して、2026 年 3 月期は売上高、営業

利益、EBITDA 及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいます。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーについては、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、加味しておりません。

公開買付者らは、SMBC日興証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、2025 年7月中旬から同年8月下旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に 2025 年 10 月 29 日、本公開買付価格を1株当たり5,700円とすることを決定いたしました。

なお、SMBC日興証券は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して 重要な利害関係を有しておりません。SMBC日興証券は、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」 といいます。)と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループ企業の一員であり、三井住友銀行は公開買 付者の親会社である住友商事及び対象者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を行っており、 また、本公開買付けにかかる決済資金を住友商事に融資する予定ですが、SMBC日興証券によれば、SM BC日興証券は法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号。そ の後の改正を含みます。)第70条の4の適用法令に従い、SMBC日興証券と三井住友銀行間の情報隔壁措 置等の適切な利益相反管理体制を構築しかつ実施しており、SMBC日興証券は、三井住友銀行の株主及び 貸付人の地位とは独立した立場で対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。

本公開買付価格 5,700 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2025 年 10 月 28 日 の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値 4,258 円に対して 33.87%、同日までの過去 $1 ext{ }$ 月間の終値の単純平均値 4,299 円に対して 32.59%、同日までの過去 $3 ext{ }$ ヶ月間の終値の単純平均値 4,543 円 に対して 25.47%、同日までの過去 $6 ext{ }$ ヶ月間の終値の単純平均値 4,415 円に対して 29.11%のプレミアムを それぞれ加えた価格となります。

(ii) 本新株予約権

本新株予約権は、対象者の取締役及び執行役員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、原則として、対象者の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から、第2回新株予約権については2年間、第8回新株予約権については10年間に限り、本新株予約権を行使することができるとされているとのことです。したがって、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使することができないと解されるため、公開買付者は、本新株予約権買付価格をいずれも1円としております。

なお、公開買付者らは、上記のとおり本新株予約権買付価格を決定したため、本新株予約権買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書や意見(フェアネス・オピニオン)等を取得しておりません。

② 算定の経緯

(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)

上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「①公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの 公正性を担保するための措置)

公開買付者ら及び対象者は、対象者が公開買付者の親会社である住友商事の連結子会社であるため、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また公開買付者らと対象者の一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、以下

(i) 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(ア) 設置等の経緯

上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思 決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定 の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2025年6月12日開催の取締役会における決議により、本 特別委員会を設置したとのことですが、かかる本特別委員会の設置に先立ち、対象者は、住友商事から独 立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係 る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、西村あさひの助言も得つつ、その時点の住友商 事との間で重要な利害関係を有しない対象者の社外取締役に対して、住友商事から本取引の実施に向けた 検討を開始した旨の通知を受けた旨、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型 的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、本特別委員会の設置を はじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別 に説明したとのことです。また、対象者は、並行して、西村あさひの助言を得つつ、本特別委員会の委員 の候補となる対象者の社外取締役の独立性及び適格性等について確認を行うとともに、住友商事との間で 重要な利害関係を有していないこと、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関 係を有していないことについても確認を行ったとのことです。そのうえで、対象者の社外取締役において、 西村あさひの助言を得つつ、協議した結果、異議がない旨が確認されたことから、対象者は、2025年5月 29 日、早稲田祐美子氏(対象者独立社外取締役・監査等委員、弁護士、株式会社 IHI 社外監査役、中外製 薬株式会社社外監査役)、山名昌衛氏(対象者独立社外取締役、TDK株式会社社外取締役、株式会社ゼンシ ョーホールディングス社外取締役、株式会社かんぽ生命保険社外取締役)及び松石秀隆氏(対象者独立社 外取締役・監査等委員、日本国土開発株式会社社外取締役)の3名を本特別委員会の委員の候補として選 定したとのことです(なお、本特別委員会の委員長には対象者独立社外取締役である早稲田祐美子氏が就 任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。)。なお、対象者の独立社 外取締役は6名ですが、独立社外取締役の全員を委員とするのではなく、早稲田祐美子氏、山名昌衛氏及 び松石秀隆氏の3名を委員とする会議体とすることで本取引に係る検討・交渉等を機動的かつ効率的に行 い、かつ、早稲田祐美子氏、山名昌衛氏及び松石秀隆氏の3名の委員によって、企業経営、財務・会計、 法務・リスク管理及びグローバル等の観点から、本取引に係る検討・交渉等に関して必要かつ十分な経験 及び見識を確保できると考えたため、当該3名を本特別委員会の委員として選定したとのことです。

そのうえで、対象者は、上記「2.買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年6月12日開催の対象者取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(a)特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が公正でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととする、(b)本特別委員会のアドバイザー等を選任する権限、(c)本特別委員会は、本特別委員会として対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとし、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は対象者の負担とする、(d)対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を付与する、(e)本特別委員会が、必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を直接行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めるものと

し、対象者は当該状況が確保されるよう協力する旨を決議しているとのことです。

上記の2025年6月12日開催の対象者取締役会においては、対象者の取締役11名のうち、加藤真一氏は住友商事の執行役員を兼任していること、山埜英樹氏は過去に住友商事の代表取締役を務めていたこと、尾﨑務氏は過去に住友商事の執行役員を務めていたこと、實野容道氏は過去に住友商事の理事を務めていたこと等に鑑み、対象者取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、加藤真一氏、山埜英樹氏、尾﨑務氏及び實野容道氏を除く7名の取締役(監査等委員であるものを含みます。)において審議のうえ、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。なお、山埜英樹氏及び尾﨑務氏は2025年6月24日開催の定時株主総会まで対象者取締役を務め、その後は対象者取締役を退任しているとのことです。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定報酬を支払うものとされているとのことです。

(イ)検討の経緯

本特別委員会は、2025年6月12日から2025年10月28日までの間に合計20回、合計約17時間にわたって開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールやWeb会議を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、まず、その独立性及び専門性・実績等を検討のうえ、2025年7月1日、住友商事グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして外苑法律事務所を、住友商事グループ及び対象者グループ並びに本取引から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任する旨を決定したとのことです。

また、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券について、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しており、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しているとのことです。

更に、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)について、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認のうえ、承認しているとのことです。

そのうえで、本特別委員会は、外苑法律事務所から受けた法的助言及び西村あさひから聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行ったとのことです。

本特別委員会は、2025 年7月 10 日に、住友商事に対し、本取引のシナジーを含む本取引の戦略的意義、本取引のストラクチャー、本取引後の対象者の経営方針等に関して書面による質問をしたところ、同年7月 17日に当該質問事項について書面での回答を受け、また、対象者から住友商事に対して、口頭での当該回答についての確認を行ったとのことです。更に、当該回答の内容を踏まえ、本特別委員会は、住友商事に対し、同年8月5日付で、書面による追加の質問をしたところ、同年8月14日に当該追加質問事項について書面の回答を受け、その後、同年8月22日及び同年8月28日開催の本特別委員会において、住友商事から当該追加質問事項への回答に関する説明を受け、これに対する質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、同年9月26日、対象者より、同年9月18日に対象者及び住友商事との間で実施された本取引後の対象者の経営方針に関する面談の報告を受け、対象者との間で、これを踏まえた意見交換を実施したとのことです。

加えて、本特別委員会は、住友商事との交渉の基礎となり、また、野村證券及びプルータス・コンサル ティングによる対象者株式の価値評価の基礎ともなる本事業計画等の内容、重要な前提条件及び作成経緯 等について、対象者から説明を受け、質疑応答を行ったうえで、これらの合理性を確認し、承認している とのことです。そのうえで、下記「(iii) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算 定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「(v) 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村證券及びプルータス・コンサルティングは、本事業計画等の内容を前提として対象者株式の価値算定を実施しているとのことですが、本特別委員会は、野村證券及びプルータス・コンサルティングから、それぞれが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらについて合理性を確認しているとのことです。

また、下記「(iii) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会はプルータス・コンサルティングから本フェアネス・オピニオンの提出を受けておりますが、本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから本フェアネス・オピニオンの発行手続等について説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。

本特別委員会は、2025 年 9 月 29 日に対象者が住友商事から最初の本公開買付価格の提案を受領して以降、対象者が住友商事から本公開買付価格についての提案を受領する都度、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、野村證券から聴取した意見も踏まえてその内容を審議・検討するとともに、野村證券から住友商事との交渉方針案及び住友商事に対する回答書案について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、住友商事との交渉に関して指示・要請を行う等しているとのことです。

本特別委員会は、プレスリリース等のドラフトについて、対象者のリーガル・アドバイザーである西村 あさひ及び対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から複数回説明を受け、質疑応答を 行い、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

(ウ) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、外苑法律事務所から受けた法的助言及びプルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言、並びに 2025 年 10 月 28 日付で提出を受けた対象者株式価値算定書 (プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025 年 10 月 29 日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

i. 答申内容

- (a) 本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は合理的であると考えられる。
- (b) 本公開買付価格は、プルータス・コンサルティング及び野村證券の各株式価値算定結果等に照らし、対象者の本源的価値を相応に反映した金額であるとの合理的評価が可能な妥当な価格であり、本取引の条件は公正であると考えられる。
- (c) 本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考えられる。
- (d) 上記(a)から(c)を踏まえ、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられる。
- (e) 対象者の取締役会が(i)本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、(ii)対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること及び(iii)本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募をするか否かについて、本新株予約権者の判断に委ねることは首肯できる。

ii. 答申理由

- (a) 本取引の目的の合理性(本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。) について
 - a. 本取引の目的等
 - (i) 公開買付者及び住友商事の概要並びに住友商事が考える本取引の目的及びシナジー

- 公開買付者は、商号を SC インベストメンツ・マネジメント株式会社とし、本 公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主たる目的と して 2025 年 9 月 16 日に設立され、本答申提出日現在において、住友商事が その発行済株式の全てを所有する株式会社である。公開買付者の親会社であ る住友商事は、1919 年 12 月 24 日に設立された総合商社で、東京証券取引所 プライム市場に上場している。
- 住友商事は、現状の資本構成においては住友商事の支援に対する成果の約半分が住友商事以外の一般株主に帰属することとなるため、住友商事が従来以上にリソースを対象者に投下し、今後更に対象者の成長戦略を支援していくことについて、住友商事の株主を含むステークホルダーに対して合理的な説明が難しい状態にあると考えている。また、住友商事は、対象者の成長実現に向けては、住友商事と対象者が戦略を全面的に共有し、中長期的視点を持ち、迅速に施策を実行することが重要と考えているが、対象者が上場を維持している状況では、対象者の一般株主の利益に配慮し、住友商事と対象者との間で利益相反が生じていないことを確認しながら施策に取り組む必要があり、このことが当該施策の迅速な実行の妨げとなる可能性もあると認識している。住友商事は、これらの観点から、対象者の成長に住友商事が全面的にコミットするためには対象者の完全子会社化が最善であり、以下のような取り組みやシナジー効果が期待できると考えている。
 - ・ 対象者を取り巻く環境変化の中で、競合となるデジタル・IT 企業が新たなケイパビリティ獲得やビジネスモデル変革の動きを加速しており、対象者を含む住友商事グループが当該市場で更なる成長を続けていくためには、従来からの強みのある産業 IT や IT インフラの領域を圧倒的に強くすることに加え、社会や産業、顧客の経営課題を読み解き、変革を支えるデジタルソリューションを能動的に提案・実装することが必要であること。更には、AI 活用による開発工程を中心とした生産性向上にも取り組み、成長と効率性の両立により強みを磨き上げていくことができること。
 - ・ 対象者が注力する産業 IT・セキュリティ領域に対しては、住友商事が全面的に支援することにより、対象者が業界特化型のオファリング、サービス強化、ネットワンシステムズとのシナジー発揮を含む高付加価値化を進め、ビジネスモデルの転換による更なる成長を促進すること。
 - ・ 対象者が次世代の収益の柱を探索・開発するにあたって住友商事及び住友商事グループ約900社をカスタマーゼロとして活用するとともに、顧客の業界課題への理解・共感と顧客の経営陣や事業部門とのアクセスを活用して他社とは一線を画した商品やサービスの開発や効果的な顧客への提案を支援できること。その実現には、コンサル領域の強化、グローバル体制の強化、BPOやデータセンターの再定義、更には顧客経営層への提案・サービス提供体制の整備等が打ち手として考えられ、自社による独自の構築に加え、国内外のパートナー候補との提携や出資を通じた機能獲得・強化により実現が可能であること(なお、住友商事では、外部リソース獲得による対象者の成長を目的とする大型投資を含め、住友

商事の資金力、グローバルネットワーク、事業投資の知見を活用した対象者への支援につき協議・検討していく方針である。)。

・ 住友商事のデジタル・AI 戦略において、対象者が住友商事グループのデジタルソリューション事業の中核として、住友商事グループの事業創出・変革と、住友商事とともに社会や産業の変革をリードすることが期待されること。

(ii) 対象者の概要並びに対象者が考える本取引の目的等

- 対象者は、住商情報システム株式会社(1969年10月に住商コンピューターサービス株式会社という商号にて住友商事の子会社として設立され、1989年2月に東京証券取引所市場第二部に上場、1991年9月に東京証券取引所市場第一部に市場変更、1992年10月に住商情報システム株式会社に商号変更した情報サービス事業者)を存続会社とし、株式会社CSK(1968年10月にコンピューターサービス株式会社という商号にて設立され、1982年6月に東京証券取引所市場第二部に上場、1985年3月に東京証券取引所市場第一部に市場変更した独立系の情報サービス事業者)を消滅会社とする合併により、2011年10月に誕生し、現在東京証券取引所プライム市場に上場している。
- ・ 対象者は、現在の経営環境・事業課題等について、主に以下のとおり認識している。
 - ・ 社会のデジタル化の急速な進展に伴い、IT サービスの需要は従来の業務 効率化やシステム導入に留まらず、デジタルビジネス化や業務モダナイ ゼーションをはじめ、持続可能な社会の実現を目指す事業変革へとシフ トしており、ネットワークの近代化も急務となっていること。
 - ・ 事業変革を支えるデジタル技術へのニーズは一層高度化しており、従来 の請負型での IT サービスから、顧客事業への直接的な貢献を志向する 提案型の IT サービスへの転換が不可避となっていること。
 - ・ 国内 IT サービス市場は中長期的に一定の拡大が見込まれている一方で、今後、生産年齢人口の減少の加速が見込まれ、IT 人材の需給環境は 今後不安定になる可能性があること。
 - ・ 大手日系企業の海外展開が加速しており、エネルギーや豊かな社会構築 等の社会課題も、国内市場だけではなく、海外において求められつつあ ること。
 - ・ 従来のシステムインテグレーター・ネットワークインテグレーターが担っていた市場や経営環境には、大きな構造変化が起きており、今後もこのような変化が続くことが予想されること。
 - ・ 上記のような IT サービス需要の質的変化に対し、高度かつ最新の IT インフラ技術とアプリケーションサービス技術の融合による新たなソフトウェアエンジニアリングサービス、さらには生成 AI 等の先端技術を活用していくデジタルサービスの展開が求められていること。
 - ・ 手段の提供から産業・経営課題の解決策を提案する課題解決力、AIをは じめ進化し続ける先端技術や高度技術者、グローバルで社会課題解決に

対してデジタル技術をはじめとした先端技術の社会実装力等のケイパビリティの拡充やスピード感を持った事業展開が不可欠になっており、こうした環境の変化に能動的に対応し、求められる変革を実現していくためには、自律的な成長に加えて、買収や提携による成長も必要になっていること。

- ・ 事業環境が大きく変化する中において変革を実現するためには中長期な 目線での大胆な先行投資を機動的に実行していくことが必要になるとこ ろ、当該投資は不確実性を伴うことから、短期的には対象者の業績が悪 化する可能性もあること。
- ・ 対象者が上場している間は、対象者の株主の利益を追求する必要がある ことから、短期的な利益に囚われない中長期的な投資や事業改革を同時 にかつ迅速に実行することは難しい状況にあること。
- 対象者は、上記の対象者グループを取り巻く経営環境を踏まえ、本取引を通 じて対象者が非公開化し、住友商事と対象者の少数株主との間の構造的な利 益相反関係を解消し、住友商事が集中的・機動的に対象者グループへ更なる 経営資源を投入することを可能とすることが、対象者の更なる企業価値向上 に資するとの結論に至った。対象者は、住友商事グループの国内外に広がる 幅広い業界・顧客ネットワーク、多様な産業分野での約 900 社のグループ事 業会社で培った各業界でのポジション及び総合商社としての事業構想力と、 対象者の先端 IT ソリューション提供力及び 10,000 社超の顧客とのビジネス で獲得してきた業務知見を集結させることで、地球規模での社会課題や国家 レベルの産業の変革にも AI やデータ分析等の先端技術を駆使して貢献できる ようになると考えている。また、対象者は、住友商事グループが持つ営業・ 事業現場のビジネスニーズを起点とした IT サービスを実装する経験を蓄積す ることによって、次世代型の課題解決型企業へと変革することが可能になる と考えている。加えて、対象者は、本取引を通じた非公開化により、住友商 事と対象者の少数株主との間にある構造的な利益相反関係が解消され、より 一層人材交流を活発化させることが可能となり、対象者と住友商事が一体感 を持ち、それぞれの強みを融合させた事業展開、住友商事によるメリハリの ある経営資源の配分、機動的な意思決定等が可能となり、これまでにない連 携によるシナジーの発揮が期待されると考えている。また、こうした両社の 協働はより大きな社会的インパクトを生み出し、人的資本経営を掲げる対象 者にとって、従業員がこれまでとはスケールの異なる地球規模、国家レベル の課題解決へ取り組めるようになるとともに、それによる社会への貢献実 感・さらなる働きがいの向上、一人ひとりの市場価値をより高める経験を得 ることができ、これまでにない従業員の成長機会に繋がり、対象者グループ は新しい価値を創造し続ける企業へと飛躍できると考えている。
- 対象者が本取引後、具体的に見込んでいるシナジーは以下のとおりである。
 - 事業構想からデジタル実装までの総合的なデジタルソリューションの提供
 - ② 上流コンサルティング機能及びデジタルケイパビリティの強化
 - ③ グローバル展開の加速
 - ④ 社会課題の解決に資する次世代デジタル事業の開発

- ・ 対象者は、本取引による非公開化のデメリットとして以下(a)及び(b)を想定 したが、それぞれについて以下のとおり考えるに至った。
 - (a) 上場企業としてのブランド低下に伴う従業員のモチベーション低下、取引先その他のステークホルダーへの影響の可能性

住友商事は、対象者の経営体制・取締役会の構成について、本取引実施後も、対象者の独自性を尊重した適切なガバナンスと、対象者を含む住友商事グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制作りを目指し、本取引後に住友商事と対象者の間で協議していく方針であること、本取引後に対象者従業員の現行制度における雇用・労働条件を悪化させるような変更は基本的に想定していない意向を示している。また、住友商事は、対象者の従業員のモチベーションの維持、取引先の拡大等を図るため、対象者のブランディング向上に繋がる施策についても、対象者と協議し最大限意向を反映させる体制を整備する方針である。これらを踏まえ、対象者としては、対象者が本取引を通じて非公開化されることは、対象者グループの取引先、従業員、その他のステークホルダーにおいても受け入れられると考えている。

(b) 株式等資本市場における資金調達手段の限定

上場廃止に伴い、株式等資本市場における資金調達手段は限定される ことになるが、住友商事の資金調達力を機動的に活用できることから、 対象者としては、本取引のディスシナジーとはならないと考えている。

b. 本特別委員会による検討

上記「a. 本取引の目的等」に記載の対象者及び住友商事が想定している本公開買付けを 含む本取引の意義及び目的には、特に不合理な点はなく、合理的な検討の結果であること が認められると判断するに至った。

また、公開買付者が本取引を通じて対象者を完全子会社化することによって、対象者が 上場を維持する場合には実現することが困難であったシナジー及びメリットが期待でき、 本取引は対象者の企業価値向上に寄与するものであること、これに比較すると、上場を維 持する必要性及び非公開化によるデメリットは限定的であると判断するに至った。

このような判断に至った背景及び本取引により期待される具体的なシナジー及びメリットは、以下のとおりである。

- (i) 対象者は、「グランドデザイン 2030」において「共創 IT カンパニー」、すなわち、顧客やパートナー、社会との共創を推進し、各種の課題を解決すべく、新しい価値を提供し続ける企業グループを志向している。また「中期経営計画 (FY2023-2025)」において「お客様や社会に対して新しい価値を提供し続けるための事業分野・事業モデルの再構築」、そして「社員の成長が会社の成長ドライバーと認識した上での社員一人ひとりの市場価値の常なる最大化」により、総合的企業価値を飛躍的に向上することを目指している。
- (ii) 住友商事グループは、激化する競争環境において、対象者が今後直面する経営課題 として、以下①~③を認識しているとのことである。本特別委員会としても、対象 者の企業価値を向上させるためにはこれらの経営課題への対応が重要であると考え

ており、かつ、これらの経営課題への対応は、上記の対象者が掲げる中長期的なビジョンを実現するうえで必要であると考えている。

- ① 従来の請負型のアプローチから顧客の事業成長に直接貢献をする提案型のアプローチへと事業を転換していく必要があること
- ② 顧客の経営課題を的確に捉え提案を行うコンサルティング機能、AI をはじめと する先端技術や高度技術者の継続的な確保を行う必要があること
- ③ グローバル体制を強化し、国内市場中心の対象者事業を海外に展開させていく 必要があること
- (iii)住友商事及び対象者の企図する本取引のシナジーは、大要、①事業構想からデジタル実装までの総合的なデジタルソリューションの提供、②コンサル機能及びデジタルケイパビリティの強化、③グローバル展開の加速等であるところ、これらはいずれも上記の重要な経営課題に対応する効果を持つものであり、対象者の企業価値の向上に資するものであると認められる。
- (iv) 住友商事ないし公開買付者が目指す対象者のシナジー効果は、以下の観点に鑑みれば、実現可能性があると考えられる。
 - ・ 本取引は、住友商事自身が中期経営計画の中で掲げる住友商事全体のスローガン「デジタルで磨き、デジタルで稼ぐ」に基づく戦略の中に位置づけられており、対象者の企業価値向上が当該戦略の前提となっていること。
 - ・ 対象者を取り巻く環境変化の中で、対象者を含む住友商事グループが当該市場で更なる成長を続けていくためには、従来からの対象者の強みのある領域を圧倒的に強くすることに加え、社会や産業、顧客の経営課題を読み解き変革を支えるデジタルソリューションをプロアクティブに提案・実装することが必要であると考えられる。当該機能の実装にあたっては、対象者のコンサル領域の強化、グローバル体制の強化、BPOやデータセンターの再定義、更には顧客経営層への提案・サービス提供体制の整備等が打ち手として考えられ、これには、自社による独自の構築に加え、国内外のパートナー候補との提携や出資を通じた機能獲得・強化が必要であるところ、住友商事は、本取引に際して相当額の投資を行うとともに、その資金力及びネットワークを活用した大型の追加投資により本取引後も更なるM&A・買収、採用強化、パートナリング等を実施する想定であること(なお、その旨が開示書類上にも明記されている。)。
 - ・ 住友商事が既に豊富な海外ネットワークや拠点、グローバル人材を有しており、住友商事側からも海外での事業展開・コンサルティング機能の強化に向けた対象者への人材提供を行う旨の意向を示していること。
 - ・ 住友商事が約 900 社のグループ事業会社を有し、これらのグループ会社をカスタマーゼロとして対象者が活用して新たなオファリングモデルを創造し、得られるデータを活用したユースケースを他の顧客にも水平展開できるようになること。
 - ・ 上記は、対象者が次世代の収益の柱を探索・開発するにあたって、顧客の事業 現場に入り込み課題解決に直結するサービスやプロダクトの企画・提案ができ るようになるという観点において重要かつ有益であり、加えて、そのような

様々な業界に属するデータを入手できることは、競合他社に比しても優位性を 有すると認められること。

- ・ ヒアリングにおいて、住友商事からも事業グループごとの対象者との協業に関 する具体的な構想例が示されたこと。
- (v) 一方、非公開化による一般的なデメリットとして、人材採用の困難化、従業員のモ チベーションの低下、取引先の離脱等が挙げられる。もっとも、住友商事は本公開 買付け後の対象者従業員については、本取引後に対象者の現行制度における雇用・ 労働条件を悪化させるような変更は基本的に想定していないとのことである。また 住友商事は、対象者グループに関して、役職員の雇用・労働条件の維持、役職員の インセンティブ設計の検討、経営の独立及び自主性の尊重、対象者の意向に配慮し たガバナンス体制構築、並びに、シナジー創出に向けた両社間での検討体制構築と 中長期の事業計画策定を対象者の意向として受けており、これらを踏まえて今後誠 実に対象者との間で検討・協議を行う考えがあるとのことである。加えて、本取引 後は両社の協働がより大きな社会的インパクトを生み出し、従業員がこれまでとは スケールの異なる地球規模、国家レベルの課題解決へ取り組めるようになると考え られること、それにより従業員の社会への貢献実感・さらなる働きがいの向上並び に一人ひとりの成長機会及び市場価値の向上が期待されること、住友商事から、対 象者の従業員のモチベーションの維持、取引先の拡大等を図るため、対象者のブラ ンディング向上に繋がる施策についても、対象者と協議した上で最大限意向を反映 させる体制を整備する方針である旨を確認できている。以上を踏まえれば、従業員 の地位・モチベーションや人材採用への悪影響が発生する可能性は低く、また発生 したとしても限定的なものにとどまると考えられる。また、これらの施策を前提と する対象者のブランディング及び従来の取引実績に基づく信頼関係を踏まえれば、 取引先の離脱についても懸念はないと考えられる。以上からすれば、本取引により 期待されるシナジーは、本取引を行うことによるデメリットを上回るものと考える ことができる。

c. 小括

以上の点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

(b) 本取引の取引条件の公正性について

a. 買収者との協議・交渉の過程

対象者は、本特別委員会が本公開買付け又は本取引の取引条件が公正でないと判断した場合は、本公開買付けに賛同しないことを決定した上で、本特別委員会を設置した。対象者及び本特別委員会は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、一般株主の利益保護の観点から、公開買付価格に関する協議・交渉を住友商事との間で複数回にわたって行った。

かかる交渉の結果として、住友商事の当初の提案(対象者株式1株当たり5,050円)から、最終的に総額650円(12.87%(小数点以下第三位を四捨五入。))の引き上げとなった。以上を踏まえると、対象者と住友商事との間における本取引の取引条件に関する交渉

過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保されていたと認めることができる。

- b. 株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性
 - 本事業計画は、2025 年8月時点で、本取引の取引条件の公正性を検討することを目 的として、合理的に見積もられる範囲で後発事象を織り込んで作成されたものであ る。具体的には、本事業計画は、客観的な裏付けに基づく外部環境要因(業界成長 率、市場環境データ等)及び内的要因(対象者固有の材料)を踏まえて作成されて いる。また、本事業計画の内容は、本取引実行により実現することが期待されるシ ナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、 本取引の実施を前提としないスタンドアローン・ベースのものである。また、対象 者の将来の財務予測においては、大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの 大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれており、具体的には、ネットワンシス テムズを 2024 年 12 月 25 日付で連結子会社としたことに起因して、2026 年 3 月期は 売上高、営業利益、EBITDA 及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込ん でいるが、当該増加の見込みに関する対象者の説明に不合理な点はなく、その検討 手続にも公正性を疑わせる事情は特段見当たらない。本事業計画に係る対象者及び 野村證券からの説明及び質疑応答を踏まえると、本事業計画の内容や重要な前提条 件に不合理な点は認められない。また、本事業計画の作成にあたっては、対象者及 び住友商事の兼務者である従業員1名が関与しているものの、当該1名の知識及び 経験を踏まえると、当該1名が関与せずに作成された対象者の事業計画の十分性、 実現可能性に係る懸念が大きく、当該1名を事業計画の作成過程に関与させる必要 性が高いと認められた。この点を踏まえ、内容の妥当性について利害関係のない上 長(當麻隆昭代表取締役執行役員社長、尾﨑務執行役員副社長、奥原隆之執行役員 常務及び企画本部本部長)による確認を行うこと等を条件に、当該1名が本事業計 画の作成過程に関与することを本特別委員会にて承認を行っており、その結果、住 友商事又はその関係者が影響を及ぼした事実は窺われない。また、対象者において、 公開買付者又は住友商事の指示により、又はその意を汲んで、作成又は修正が行わ れたという事実も窺われない。したがって、本事業計画の作成の手続に不公正な点 も認められない。以上の検討を踏まえ、当委員会は、第 10 回特別委員会において、 本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認し、住友商事へ の提出を承認している。なお、第14回特別委員会において、2025年9月19日付で 対象者が開催したネットワンシステムズとの経営統合説明会の質疑応答において口 頭で説明された数値との間で差異が生じている点について、本特別委員会と対象者 及び野村證券との間で質疑応答を行った。その結果、本特別委員会としては、上記 説明会で説明された数値は、今後変更される可能性を留保した目標値であったこと を確認し、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の手続に疑義をもた らすものではないと判断した。
 - ・ 本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから株式価値算定に用いられた算定方法等について、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った。本特別委員会がプルータス・コンサルティングから取得した対象者株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)によれば、対象者株式の1株当たりの株式価値は、2025年10月28日を基準日とする市場株価法によると4,258円から4,543円、2025年10月17日を基準日とする類似会社比較法によると3,252円から3,613円、2025年10月

17 日を基準日とする DCF 法によると 4,651 円から 5,920 円とされているところ、本 公開買付価格である 5,700 円は、市場株価分析及び類似会社比較法による算定結果の 上限値を上回るとともに、DCF 法による算定結果の中央値を上回る金額である。まず、 市場株価法による算定においては、対象者の市場株価を直近終値及び一定期間の終 値の平均値を分析することにより対象者の株式価値が算定されているところ、かか る算定の方法は、上場株式の評価手法として最も客観性が高く、本取引と類似の取 引において一般的に用いられるものである。また、採用する算定期間についても一 般的に用いられるものである上、対象者において、かかる期間に市場株価の調整が 必要となるような重要事象は発生していない。以上より、市場株価法による算定の 内容に不合理な点は認められない。次に、類似会社比較法による算定においては、 対象者と類似する上場会社として、株式会社野村総合研究所、TIS 株式会社、 BIPROGY 株式会社、日鉄ソリューションズ株式会社、株式会社インターネットイニシ アティブ、株式会社 DTS 及び株式会社 NSD が選定されているところ、かかる選定は、 外部情報データベースによる業種分類に基づいて候補を選定した上で、事業規模及 び事業内容に関する対象者の見解も聴取の上で定量的な基準に基づいて選定されて おり、選定の方法に不合理な点は認められない。また、プルータス・コンサルティ ングは、比較指標として、企業価値に対する EBIT 及び EBITDA の倍率を用いていると ころ、かかる指標は、類似会社比較の分析において一般的に用いられるものである。 以上より、類似会社比較法による算定の内容に不合理な点は認められない。次に、 DCF 法による算定においては、算定方法としてマルチプル法が用いられているところ、 かかる算定方法、倍率、余剰現預金の取扱い等については、プルータス・コンサル ティングが第三者算定機関としての専門的見地から検討・算出したものであり、こ れらの数値の算出根拠及び算定方法等について特に不合理な点は認められない。そ して、プルータス・コンサルティングによる株式価値算定の前提となる本事業計画 の内容及び重要な前提条件についても、上記のとおり合理性が認められる。

本特別委員会は、プルータス・コンサルティングから本フェアネス・オピニオンを 取得しており、本フェアネス・オピニオンによれば、対象者が作成した本事業計画 に基づく対象者株式の価値算定結果等に照らして、本公開買付価格である1株当た り 5,700 円が、対象者の一般株主にとって財務的見地から公正であるとされている。 本フェアネス・オピニオンは、財務に関する高度の専門性を有するプルータス・コ ンサルティングが、対象者及び住友商事から独立した立場において、対象者から、 事業の現状、本事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた 上で実施した対象者株式の株式価値算定の算定結果に加えて、本公開買付けの概要、 背景及び目的に係る対象者との質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と 認めた範囲内での対象者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並 びプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審 査会におけるレビュー手続を経て発行されたものであり、不合理な点は見当たらな い。また、上記のとおり、本フェアネス・オピニオンの提出にあたって参考とされ たプルータス・コンサルティングによる株式価値算定の方法及び内容についても特 段不合理な点は認められない。したがって、本特別委員会は本フェアネス・オピニ オンの発行手続及び内容についても不合理な点は認められないものと考える。

本特別委員会は、野村證券から株式価値算定に用いられた算定方法等について、当 該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件等に ついて説明を受けるとともに、質疑応答を行った。対象者が野村證券から取得した 対象者株式価値算定書(野村證券)によれば、対象者株式の1株当たりの株式価値

は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 10 月 28 日を基準日とする市場 株価平均法によると 4,258 円から 4,543 円、類似会社比較法によると 3,295 円から 4,843 円、類似取引比較法によると 3,526 円から 5,249 円、DCF 法によると 4,356 円 から 6,749 円とされているところ、本公開買付価格である 5,700 円は、市場株価平均 法、類似会社比較法及び類似取引比較法による算定結果の上限値を上回るとともに、 DCF 法による算定結果の中央値を上回る金額である。まず、市場株価平均法による算 定においては、対象者の市場株価を直近終値及び一定期間の終値の平均値を分析す ることにより対象者の株式価値が算定されているところ、かかる算定の方法は、上 場株式の評価手法として最も客観性が高く、本取引と類似の取引において一般的に 用いられるものである。また、採用する算定期間についても一般的に用いられるも のである上、対象者において、かかる期間に市場株価の調整が必要となるような重 要事象は発生していない。以上より、市場株価平均法による算定の内容に不合理な 点は認められない。次に、類似会社比較法による算定においては、対象者と類似す る上場会社として、株式会社野村総合研究所、TIS 株式会社、日鉄ソリューションズ 株式会社、BIPROGY 株式会社及び株式会社電通総研が選定されているところ、かかる 選定は、事業規模及び事業内容に関する対象者の見解も聴取の上で選定されており、 選定の方法に不合理な点は認められない。また、野村證券は、比較指標として、企 業価値に対する EV/EBITDA 及び EV/EBIT の倍率並びに時価総額に対する PER を用いて いるところ、かかる指標は、類似会社比較の分析において一般的に用いられるもの である。以上より、類似会社比較法による算定の内容に不合理な点は認められない。 また、類似取引比較法による算定においては、過去数年間における類似性のある事 業に従事する国内企業を対象とした非公開化案件を中心に、比較的類似すると考え られる複数の公表取引における取引価格を踏まえた収益性を示す財務指標との比較 を通じて対象者の株式価値が算定されているところ、選定された公表取引は対象者 の属する業界における取引であり、使用した収益性指標は一般的に用いられるもの である。以上より、類似取引比較法による算定の内容に不合理な点は認められない。 さらに、DCF 法による算定においては、算定方法として永久成長率法及びマルチプル 法が用いられているところ、かかる算定方法、永久成長率、余剰現預金の取扱い等 については、野村證券が第三者算定機関としての専門的見地から検討・算出したも のであり、これらの数値の算出根拠及び算定方法等について特に不合理な点は認め られない。そして、野村證券による株式価値算定の前提となる本事業計画の内容及 び重要な前提条件についても、上記のとおり合理性が認められる。

c. 本公開買付価格について

- ・ 上記 a のとおり、本公開買付価格は、本特別委員会の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングの算定によれば、市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を上回るとともに、対象者の第三者算定機関である野村證券が算出する市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を上回る金額である。また、対象者の本事業計画に基づき対象者の成長性を勘案した、プルータス・コンサルティング及び野村證券によるDCF分析の算定結果の中央値を上回る金額である。
- ・ 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2025 年 10 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 4,258 円に対して 33.87%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 4,299 円に対して 32.59%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 4,543 円に対して 25.47%のプレミアム、同日までの

過去6ヶ月間の終値の単純平均値4.415円に対して29.11%のプレミアムが付された 金額である。一般的に PBR が高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価さ れているため、公開買付け案件及びM&A案件における市場価格に対するプレミアム比 率は低くなる傾向にあるところ、2025 年 10 月 24 日時点の対象者の PBR は約 4.6 倍 となっている。そして、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」(以下 「公正 M&A 指針」という。)(注)を公表した 2019年6月28日以降に公表され、2025 年8月29日までに公開買付けが成立した非公開化を目的とした上場子会社への公開 買付け案件及び MBO 案件のうち、対象会社の PBR が 2 倍超の事案 17 件(以下「同種 事例」という。) において、過去1ヶ月平均の株価に対するプレミアム水準が 20%~ 25%の案件が4件で最頻値であり、同様に過去3ヶ月平均の株価に対するプレミア ム水準が 20~25%の案件が6件で最頻値、過去6ヶ月平均の株価に対するプレミア ム水準が 15~20%の案件が3件で最頻値であることが確認できた。上記を踏まえる と、本公開買付価格は、同種事例と比較して、遜色ないプレミアムが付されている と考えられる。なお、対象者の株価は、2025年9月19日にネットワンシステムズと の合併の延期の公表(以下「本合併延期公表」という。)の実施以降、一定程度下落 している (2025年9月19日の始値が4,970円であったのに対し、翌営業日である9 月 22 日には終値 4,555 円まで下落し、以降も漸次的に下落し、直近では 4,300 円台 前後の価格となっている)。当該下落前の対象者の株価と対比した場合、本公開買付 価格は、本合併延期公表の前日までの過去1ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均 値 4,689 円に対して 21.6%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 4,512 円 に対して26.3%のプレミアム、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値4,260円 に対して 33.8%のプレミアムが付された金額である。また、本合併延期公表までの 過去1ヶ月間の平均株価である 4,702 円から、2026 年3月期の中間配当 (予想) の 権利落ちによる株価下落分(47円)を控除した金額(4,655円)に対して、合理的な プレミアム水準と考えられる 22.5% (同種事例において、過去1ヶ月平均の株価及び 過去3ヶ月平均の株価に対するプレミアム水準の最頻値である 20~25%の中央値。な お、過去6ヶ月間平均の株価に対するプレミアム水準の最頻値は 15~20%であるが、 高い方を採用した。)を付した金額は約5,702円(小数点以下を四捨五入)であり、 本公開買付け価格である5,700円とほぼ同額である。したがって、本合併延期公表の 影響を踏まえたとしても、本公開買付価格は相応のプレミアムが付されているもの と考えられる。

(注) 経済産業省が 2023 年8月 31 日付で公表した「企業買収指針における行動指針」上、会社が経営権を取得する旨の「真摯な買収提案」を受けた場合には、「真摯な検討」を行うことが基本とされており、当該「真摯な検討」を行うに際しては、個別の事案における利益相反の程度や情報の非対称性の程度、対象会社の状況や取引構造の状況等に応じて、一般株主の利益を確保するための公正な手続を構成する実務上の措置(以下「公正性担保措置」という。)を講じるものとされており、実務上、かかる公正性担保措置を講ずるにあたっては、公正 M&A 指針が参照されている。

本新株予約権は、対象者の取締役及び執行役員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、原則として、対象者の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から、第2回新株予約権については2年間、第8回新株予約権については10年間に限り、本新株予約権を行使することができるとされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使することができないと解釈していることから、公開買付者は、本新株予約権の買付価格をいずれも1個あ

たり1円としている。上記の行使条件により、本新株予約権を公開買付者が取得した場合にこれらを行使できないと断定できるかについては疑義があるものの、上記の行使条件は新株予約権者が過去に対象者の取締役ないし執行役員であったことを権利行使の前提としているとの解釈には合理性が認められ、公開買付者の立場としては上記のとおり解することは不合理ではないと思われる。また、本新株予約権は、公開買付期間に行使可能であり、本新株予約権の行使時の対象者株式1株あたりの払込金額は本公開買付価格を下回っているため、本新株予約権者としては、本新株予約権を行使して対象者株式に転換した上で本公開買付けに応募することができる。上記を踏まえると、本新株予約権買付価格が1円とされていることが不合理であるとはいえないと考えるが、特別委員会としては、その妥当性についての意見は留保し、本新株予約権者が本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の判断に委ねることを決議することが妥当であると考える。

d. その他の取引条件の公正性

- ・ 本公開買付けの期間が比較的長期間にわたるため、一般株主が本公開買付けへの応募についての適切な判断機会が確保され、また、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会が確保されている等、取引条件は一般株主にとって不利益なものではない。
- ・ また、本取引において、対象者の非公開化の方法として、一段階目として本公開買付けを行い、二段階目として株式等売渡請求又は株式併合による本スクイーズアウト手続が予定されているが、このような方法は、本取引のような非上場子会社化の取引においては一般的に採用されている方法の一つである。さらに、本スクイーズアウトにおいては、本公開買付けに応募しなかった対象者株主(但し、住友商事及び対象者を除く。)に対し最終的に金銭が交付されることになるが、当該手続において交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該株主が所有している対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されるとのことであり(その予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。)、一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されている。なお、本スクイーズアウト手続においては、本新株予約権者に交付されることとなる金銭の額が、本新株予約権の買付価格に当該各新株予約権者が保有していた本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されていることから、上記cで検討したように、本特別委員会としてはその妥当性についての意見は留保する。

e. 小括

・ 上記 a から d までを踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本特別委員会は、本公開買付価格は対象者の本源的価値を相応に反映したものであるとの合理的評価が可能な公正な価格であり、その他の取引条件も含め、一般株主にとって公正であると判断するに至った。

(c) 本取引に係る手続の公正性について

- a. 独立した特別委員会の設置
 - ・ 本取引においては、住友商事から、2025 年1月下旬、対象者に対して、対象者の非 公開化に関する検討を開始したい旨の初期的提案がなされ、その後、同年5月27日 付で、意向表明書を受領した。対象者は、2025 年6月12日付取締役会により本特別

委員会を設置し、同日に第1回特別委員会が開催されている。このように、本取引においては、住友商事からの意向表明書受領後、早期の段階から本特別委員会が本取引への関与を開始しており、本取引に係る取引条件の形成過程の初期段階から、本特別委員会が本取引に関与する状態が確保されていたことが認められる。

- 本取引においては、対象者取締役会は、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025 年 6 月 12 日に、対象者の独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひの助言を得て、対象者の社外取締役であり、かつ東京証券取引所が求める独立役員にも該当する早稲田祐美子氏(対象者独立社外取締役(監査等委員))、松石秀隆氏(対象者独立社外取締役(監査等委員))及び山名昌衛氏(対象者独立社外取締役)の3名を、住友商事及び対象者から独立性を有し、本取引の成否について一般株主と異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、委員に選定した。このように、本特別委員会の委員は、それぞれ公開買付者、住友商事及び対象者から独立性を有し、本取引の成否について一般株主と異なる重要な利害関係を有していないことが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであることが認められる。
- ・ 対象者と住友商事が本取引の取引条件等について交渉するにあたり、上記のとおり、 本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を 受けることとしており、本特別委員会が本公開買付価格等の取引条件等に関する交 渉過程に実質的に関与することができる状況が確保されており、実際、価格交渉を 含む取引条件等の交渉において本特別委員会が交渉方針を対象者に指示していた。 このように、本特別委員会は、対象者と住友商事との間の本公開買付価格等の取引 条件等に関する交渉過程に実質的に関与したことが認められる。
- 本特別委員会は、自らのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを、自らのリーガル・アドバイザーとして外苑法律事務所を、その独立性、専門性、実績等を確認した上でそれぞれ選定している。また、専門性、実績等を確認した上で、独立性を有する対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ及びファイナンシャル・アドバイザーである野村證券を承認し、必要に応じて西村あさひ及び野村證券からも助言を受けた。このように、本特別委員会においては、本取引に関する検討過程において適時に上記の各外部アドバイザーの専門的な助言・意見等を取得しながら、対象者の企業価値向上の観点及び一般株主の利益を図る観点から、本取引の目的の合理性、本取引における取引条件の公正性等について、慎重に検討及び協議が行われたことが認められる。
 - 対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本取引に関する意思決定を行うに際して、対象者の取締役、従業員、その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を与えることを決議している。また、本取引の検討に際して、本特別委員会は、外苑法律事務所及び西村あさひから本取引に係る意思決定の過程及び本特別委員会の運営方法について法的な助言を受け、本件に関する資料の検討に加えて、上記のとおり、対象者経営陣等に対する本取引の意義・目的や対象者の本事業計画等に関する質疑応答及び住友商事に対する質疑応答を実施し、加えて、住友商事に対し書面により質問及び追加の質問を提出し、複数回にわたり回答を受領する等して本取引の検討を行うにあたって十分な情報を取得している。このように、本特別委員会は、非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて本取引の是非や取引条件の公正性について検討・判断を行うことのできる体制を整備していることが認められる。

本取引の検討に際しては、対象者取締役会は、本特別委員会の委員については、その職務の対価として、本取引の成否にかかわらず固定報酬を支払うこととしており、成功報酬制は採用されていない。このように、本取引の検討について本特別委員会に求められる役割を適切に果たすための報酬が、本取引の成否と関係なく支払われることとなっていることを踏まえると、本特別委員会の各委員が時間的・労力的なコミットメントを行いやすく、かつ本取引の成否から独立した立場で判断を行うための環境が整えられていることが認められる。

対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会を対象者取締役会から独立した合議体として位置づけ、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の取引条件が公正でないと判断した場合は、本取引に賛同しないことを決議している。また、対象者が住友商事と本取引の取引条件に関する交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面でその意見、指示及び要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限、及び本特別委員会が必要と認めるときは、対象者の合理的費用の負担の下、独自のアドバイザー等を選任する権限を与えること等を決議している。このように、本取引については、取締役会が本特別委員会の意見を尊重して意思決定を行うことのできる体制が確保されていることが認められる。

対象者は、2025 年 5 月 27 日付で、住友商事から対象者の非公開化に関する検討を開 始したい旨の意向表明書を受領した時点以降、対象者の当時の取締役のうち加藤真 一氏は住友商事の執行役員を兼任していること、山埜英樹氏は過去に住友商事の代 表取締役を務めていたこと、尾﨑務氏は過去に住友商事の執行役員を務めていたこ と、及び實野容道氏は過去に住友商事の理事を務めていたこと等に鑑み、利益相反 のおそれを回避する観点から、本特別委員会の設置を決議した2025年6月12日付で 開催された対象者取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加し ておらず、かつ、対象者の立場において、本取引に関する検討並びに対象者と住友 商事との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する協議及び交渉に 参加していない(なお、尾﨑務氏については、取締役会の構成員としての関与はさ せていないものの、同氏の対象者ビジネスに関する知見や法務・リスク管理等の専 門性が本取引の検討につき特に重要であること、現時点において住友商事の役職員 を兼務している住友商事兼任者ではなく住友商事出身者にとどまること、本取引に 関する検討が本格化する前のタイミングで、取締役を退任したこと等から、後述す る住友商事からの出向者と同様の条件で、対象者のプロジェクトチームメンバーと しての関与は許容することとした。)。なお、山埜英樹氏及び尾﨑務氏は 2025 年6月 24 日開催の定時株主総会まで対象者取締役を務め、その後は対象者取締役を退任し ている。また、2025 年6月 24 日開催の定時株主総会以降、新たに取締役となった中 島正樹氏は過去に住友商事で執行役員を務めていたことから、本取引に係る取締役 会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場において、本取引に関 する検討並びに対象者と住友商事との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引 条件に関する協議及び交渉に参加していない。また、対象者取締役以外の住友商事 からの出向者については、当該出向者の知見や能力、専門性等が本取引に関する協 議、検討・交渉等につき有用な場合には、現在住友商事の役職員を兼任している者 又は過去に住友商事の役職員としての地位を有していた者であっても、当該出向者 が、住友商事を含む外部に対する情報漏洩・伝達を生じさせないように厳格な守秘 義務を負い、本取引に関して対象者の検討体制の一員としてのみ行動することを誓

約することを前提に、対象者の本取引に係る検討への関与を適切な範囲で許容する 取扱いとしている。このように、対象者は、本取引において、公開買付者及び住友 商事から独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制を社内に構築したと 認められる。

・ 以上のとおり、本取引の検討に際しては、本特別委員会の実効性を高める工夫が積極的に講じられており、本特別委員会は有効に機能したものと認められる。

b. 外部専門家の独立した専門的助言等の取得

- ・ 対象者は、住友商事より本取引について提案された直後から、住友商事及び対象者 からの独立性を有する西村あさひを本取引のリーガル・アドバイザーに選任し、本 取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並び に本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等について、必要な法的助言を受けていたことが認められる。上記のとおり、対象者のリーガル・アドバイザーとしての西村あさひの選任については、本特別委員会が承認している。なお、本特別委員会が、独自のリーガル・アドバイザーとして外苑法律事務所を選定し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本取引に係る本 特別委員会の審議の方法及びその過程等について、必要な法的助言を受けたことに ついては上記 a. を参照されたい。
- ・ 対象者は、住友商事及び対象者からの独立性を有する野村證券を本取引のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選任し、本取引のストラクチャーや代替手段、代替取引の検討、価格交渉等についての助言を得たほか、同社に対して対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 10 月 28 日付で対象者株式価値算定書(野村證券)を取得している。上記対象者のファイナンシャル・アドバイザーとしての野村證券の選任については、本特別委員会が承認している。なお、本特別委員会が、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選定したこと及びプルータス・コンサルティングから2025 年 10 月 28 日付で取得した対象者株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)の内容については上記(b)bを参照されたい。

c. 他の買収者による買収提案の機会の確保(マーケット・チェック)

本公開買付けの期間は、30 営業日に設定されており、取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていないことにより、本取引では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上でM&Aを実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されている。なお、公正M&A指針において、買収者が支配株主である場合には、マーケット・チェックについてはそもそも公正性担保措置として機能する場面が限定的であり、実施する意義が乏しい場合が多いものの、例外的にマーケット・チェックが機能し得る場合もあり得るため、特別委員会が、このような特段の例外的事情が存在しないか等を念のため確認することが望ましいとされている。その上で公正M&A指針上は、この特段の例外的事情として、具体的には、支配株主が保有する議決権の割合が低い場合や、非常に魅力的な対抗提案がされた場合には支配株主が売却に応じる可能性がある場合及び支配株主が従属会社を一旦は買収するものの、その後、その全部又は一部の売却を予定している場合を挙げている。本特別委員会として、特段の例外的事情がないかを検討するに、対象者にとっての支配株主である住友商事は、対象者株式の過半数を保有しており、支配

株主が保有する議決権の割合が低い場合には該当しない。また、ヒアリングにおいて、住友商事の事業戦略にとって本取引が不可欠であり、住友商事と対象者の親子会社関係が解消されることは住友商事にとってデメリットである旨が明確に回答され、仮に非常に魅力的な対抗提案がされた場合であっても住友商事が売却に応じる可能性は極めて低いものと認められる。加えて、本取引のスキームにおいて公開買付者が対象者を一旦は買収するものの、その後、その全部又は一部の売却を予定しているといったことは想定されていない。そのため、本特別委員会として、本件においては積極的なマーケット・チェックを実施すべきような特段の例外的事情はないものと判断した。

d. マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定に関する事項

・ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件とは、M&A の実施に際し、株主総会における 賛否の議決権行使や公開買付けに応募するか否かにより、当該 M&A の是非に関する株 主の意思表示が行われる場合に、一般株主が保有する株式の過半数の支持を得るこ とを当該 M&A の成立の前提条件とし、当該前提条件をあらかじめ公表することをいい、 一般株主による判断機会の確保をより重視する機能を有する。公開買付届出書によ れば、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付 予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本 公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあ るものと考え、本公開買付けにおいて、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当 する買付予定数の下限は設定していない。本公開買付けにおける買付予定数の下限 につきマジョリティ・オブ・マイノリティは採用していないものの、上記(c) 各号記 載の他の公正性担保措置が行われていることも踏まえると、対象者の一般株主につ いて相当程度の配慮が行われていると認められる。

e. 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

- ・ 本取引においては、本取引に係る対象者のプレスリリースにおいて、①本特別委員会の委員の独立性、専門性に関する情報、②本特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、③本特別委員会が本公開買付け又は本取引の取引条件が公正でないと判断した場合には、対象者取締役会としても本公開買付け又は本取引に賛同しない旨の対象者取締役会の決議内容、④本特別委員会の検討経過、⑤本特別委員会が対象者と住友商事との間の交渉に実質的に関与したことに関する情報、及び⑥本特別委員会の答申内容及びその理由(本取引の目的の正当性・合理性、本取引に係る手続の公正性、本取引に係る取引条件の公正性、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、本取引を行うことは対象者の一般株主にとって不利益ではないかについての判断理由を含む。)が開示される予定であり、公正 M&A 指針が求める情報の開示がなされることが予定されているものと認められる。
- ・ 本取引においては、対象者の開示資料において、①対象者株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び対象者株式価値算定書(野村證券)の内容について、各算定の概要(財務予測、割引率、継続価値、非事業用資産、その他前提条件等)に関する情報、②プルータス・コンサルティング及び野村證券が、公開買付者、住友商事及び対象者から独立性を有し、本取引の成否について一般株主と異なる重要な利害関係を有しないことが開示される予定であり、公正 M&A 指針が求める情報の開示がなされることが予定されているものと認められる。

本取引においては、対象者の開示資料において、①本取引を実施するに至ったプロセス等に関する情報、②この時期に本取引を行うことを選択した背景・目的、③構造的な利益相反の問題を回避するために、住友商事の出身者及び兼任者である対象者の取締役を排除した社内検討体制、④対象者と住友商事との間の本取引に係る取引条件に関する協議・交渉の経緯、⑤対象者が対抗的買収提案者と接触することを過度に禁止するような合意の有無、⑥本取引の賛否を決定するための利害関係がある者を排除した取締役会決議における賛否状況等が開示される予定であるから、公正 M&A 指針が求める情報の開示がなされることが予定されているものと認められる。

f. 強圧性の排除

・ 本取引においては、①本公開買付け後において、対象者株主を住友商事と公開買付者のみとするための株式等売渡請求又は株式併合による本スクイーズアウト手続が予定されており、本取引に反対する株主に株式買取請求権が確保できないスキームは予定されておらず、② (i) 本公開買付けが成立した場合には本スクイーズアウト手続を行う旨、及び (ii) 本スクイーズアウト手続において本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対して交付される金銭の額は、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となる旨が開示される予定である。すなわち、一般株主は、本公開買付けに応募するか否かにあたって、仮に本公開買付けに応募しなかった場合に、不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされているといえる。このように、本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされているといえ、手続の公正性の確保に資する対応が取られていると認められる。

g. 小括

- ・ 以上の点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては、対象者株主の利益に配慮する観点から、公正M&A 指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると判断するに至った。
- (d) 本取引を行うことが、対象者の一般株主にとって公正であるかについて

上記(a)から(c)までにおいて検討したとおり、本特別委員会は、本公開買付けの取引条件によって一般株主が不利に扱われることはないとの判断に至った。

また、上記(a)から(c)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の一般株主にとって不利益なものであると考えられる事情は特段見当たらなかった。

以上により、本特別委員会は、本公開買付けを含む本取引が実行されることは、対象者の一般 株主にとって不利益ではないと判断する。

(e) 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同表明をすること及び対象者の株主に対して本公開 買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことの是非

本特別委員会は、上記(a)から(d)までのとおり、①本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は正当かつ合理的であり、②本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であり、③本公開買付価格は対象者の本源的価値を相応に反映したものであるとの合理的評価が可能な公正な価格であり、本公開買付けは一般株主にかかる公正な価格での株式売却の機会を与えるものであると判断する

に至った。また、本新株予約権の買付価格については、上記(b)c で述べたとおり1円とされていることから、本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の判断に委ねることが相当であると考えた。

以上から、本特別委員会としては、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同表明を行い、 対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて首肯できる と判断した。

(ii) 特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、住友商事グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーとして外苑法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、外苑法律事務所は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、外苑法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

(iii) 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの 取得

(ア) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性を確保するために、住友商事グループ及び対象者グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の価値算定及び本公開買付価格を含む本取引における取引条件について対象者の少数株主にとっての財務的見地からの公正性に関する意見表明を依頼し、2025年10月28日付で、対象者株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)及び本フェアネス・オピニオンを取得したとのことです。

プルータス・コンサルティングは、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るプルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

(イ) 算定の概要

プルータス・コンサルティングは、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、対象者業績の内容や予想等を評価に反映するために DCF 法を算定手法として用いて対象者の株式価値の算定を行い、本特別委員会はプルータス・コンサルティングから 2025 年 10 月 28 日付で対象者株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)を取得しているとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 4,258 円~4,543 円

類似会社比較法 : 3, 252 円~3, 613 円 DCF 法 : 4, 651 円~5, 920 円

市場株価法では、2025 年 10 月 28 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値 4,258 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 4,299 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 4,543 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 4,415 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 4,258 円~4,543 円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社として株式会社野村総合研究所、TIS 株式会社、BIPROGY 株式会社、日鉄ソリューションズ株式会社、株式会社インターネットイニシアティブ、株式会社 DTS 及び株式会社 NSD を選定した上で、企業価値に対する EV/EBIT 倍率及び EV/EBITDA 倍率を用いて算定を行い、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 3,252 円~3,613 円と算定しているとのことです。

DCF 法では、プルータス・コンサルティングが DCF 法による算定の前提とした本事業計画に含まれる対象者の財務予測は、IT コンサルティング、システム開発、検証サービス、IT インフラ構築、IT マネジメント、IT ハード・ソフト販売、BPO 等の事業において、直近までの業績及び将来成長のための各施策を勘案の上で対象者が作成したものであり、合理的に将来予測が可能な期間として、2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までを予測期間としているとのことです。プルータス・コンサルティングは、対象者が作成した本事業計画等を基に、2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの 6 期分の事業計画等における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が 2026 年 3 月期第 2 四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たり株式価値の範囲を 4,651 円~5,920 円と算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)とし、5.7%~7.6%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては倍率法に基づき2,059,760 百万円~2,379,139 百万円と算定しているとのことです。倍率法においては、EV/EBIT 倍率及びEV/EBITDA 倍率を採用し、業界各社の水準等を踏まえEV/EBIT 倍率においては13.8倍~15.3倍、EV/EBITDA 倍率においては10.8倍~11.4倍としているとのことです。

非事業用資産として、必要運転資金 (対象者における過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し算出しているとのことです。) を控除した余剰現預金及び投資有価証券を始めとした金融商品を加算しているとのことです。

プルータス・コンサルティングが DCF 法による分析に用いた本事業計画等には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、ネットワンシステムズを 2024 年 12 月 25 日付で連結子会社としたことに起因して、2026年 3 月期は売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。

本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上場維持費用の削減効果を除き、以下の財務予測には加味していないとのことです。

なお、DCF法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりとのことです。

(単位:百万円)

	2026年 3月期 (9ヶ月)	2027年3月期	2028 年 3 月期	2029 年 3月期	2030年3月期	2031年3月期
売上高	623, 394	864, 915	914, 961	971, 091	1, 035, 356	1, 109, 777
営業利益	67, 778	97, 445	108, 382	120, 532	135, 363	149, 608
EBITDA	93, 526	134, 380	146, 670	160, 215	174, 612	190, 602
フリー・キャッシ	9, 676	56, 411	68, 684	79, 085	86, 826	96, 425

(ウ) 本フェアネス・オピニオンの概要

本特別委員会は、2025 年 10 月 28 日付で、プルータス・コンサルティングから、本公開買付価格である 1 株当たり 5,700 円は対象者の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得しているとのことです(注 1)。本フェアネス・オピニオンは、対象者が作成した事業計画に基づく株式価値算定の結果等に照らして、本公開買付価格である 1 株当たり 5,700 円が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものであるとのことです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、対象者から、対象者の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した対象者の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る対象者との質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での対象者の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されているとのことです。

(注) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンを作成するにあたって対象者から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに対象者から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としているとのことです。プルータス・コンサルティングはその正確性、完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではないとのことです。したがって、プルータス・コンサルティングはこれらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負わないとのことです。

プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた事業計画その他の資料は、当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としているとのことです。プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではないとのことです。

プルータス・コンサルティングは、法律、会計又は税務の専門機関ではないとのことです。したがってプルータス・コンサルティングは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもないとのことです。

プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けていないとのことです。したがって、プルータス・コンサルティングは対象者及びその関係会社の支払能力についての評価も行っていないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものであるとのことです。したがって、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、対象者の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではないとのことです。したがって、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負わないとのことです。

プルータス・コンサルティングは、対象者への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有していないとのことです。したがって、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開

買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、対象者の少数株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにプルータス・コンサルティングに供され又はプルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものとのことです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータス・コンサルティングはその意見を修正、変更又は補足する義務を負わないとのことです。

本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではないとのことです。

(iv) 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者は、上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、外部のリーガル・アドバイザーである西村あさひを選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、西村あさひは、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、西村あさひに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

- (v) 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書 の取得
 - (ア) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、住友商事グループ及び対象者グループ並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対し、対象者株式の価値算定を依頼し、2025年10月28日付で、対象者株式価値算定書(野村證券)(注)を取得したとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施していることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。なお、野村證券は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、2025年7月1日開催の第2回の会合において、野村證券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

なお、野村證券の報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。 対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭 的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含ま れていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断のうえ、上記の報酬体系により野村證券を 対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

(注)野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び対象者から提供を受けた、本事業計画を含む一切の情報(以下「本事業計画等」といいます。)が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務

を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。本事業計画等については、本特別委員会又は対象者の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2025年10月28日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであるとのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(イ) 算定の概要

野村證券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、市場株価が存在することから市場株価平均法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、類似取引事例の取引金額との比較において株式価値の類推が可能であることから類似取引比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を算定手法として用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者は野村證券から 2025 年 10 月 28 日付で対象者株式価値算定書(野村證券)を取得しているとのことです。

市場株価平均法 : 4,258 円~4,543 円 類似会社比較法 : 3,295 円~4,843 円 類似取引比較法 : 3,526 円~5,249 円 DCF 法 : 4,356 円~6,749 円

市場株価平均法では、2025 年 10 月 28 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値 4,258 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 4,302 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 4,299円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 4,543 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 4,415 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 4,258 円~4,543 円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社として株式会社野村総合研究所、TIS 株式会社、日鉄ソリューションズ株式会社、BIPROGY 株式会社及び株式会社電通総研を選定した上で、EV/EBITDA 倍率、EV/EBIT 倍率及び PER を用いて算定を行い、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を3,295円~4,843円と算定しているとのことです。

類似取引比較法では、過去数年間における類似性のある事業に従事する国内企業を対象とした非公開化案件を中心に、比較的類似すると考えられる公表取引として、2023年8月2日に伊藤忠商事株式会社が開示した「伊藤忠テクノソリューションズ株式会社株式(証券コード:4739)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に係る取引、2024年10月29日に日本電気株式会社が開示した「NECネッツエスアイ株式会社株式(証券コード 1973)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(その後の訂正を含みます。)に係る取引を選定した上で、取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たりの株式価値の範囲を3,526円~5,249円と算定しているとのことです。

DCF 法では、野村證券が DCF 法による算定の前提とした本事業計画に含まれる対象者の財務予測は、IT コンサルティング、システム開発、検証サービス、IT インフラ構築、IT マネジメント、IT ハード・ソフト販売、BPO 等の事業において、直近までの業績及び将来成長のための各施策を勘案のうえで対象者が作成したものであり、合理的に将来予測が可能な期間として、2026 年3月期から 2031 年3月期までを予測期間としているとのことです。野村證券は、対象者が作成した本事業計画等を基に、2026 年3月期から 2031 年3月期までの6期分の事業計画等における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が 2026 年3月期第2四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株

当たり株式価値の範囲を 4,356 円 \sim 6,749 円と算定しているとのことです。なお、割引率(加重平均資本コスト)、は $5.25\%\sim$ 6.25%を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法に基づき 1,778,732 百万円 \sim 2,662,951 百万円百万円と算定しているとのことです。永久成長法においては、対象者を取り巻く長期的な経済見通し等を踏まえて永久成長率 $0.25\%\sim$ 1.25%、マルチプル法においては、M&A における算定実務において一般的である EV/EBITDA 倍率を採用し、業界各社の水準等を踏まえ 11.5 倍 \sim 13.5 倍としているとのことです。

野村證券が DCF 法による分析に用いた本事業計画等には大幅な増減益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、ネットワンシステムズを 2024 年 12 月 25 日付で連結子会社としたことに起因して、2026 年 3 月期は売上高、営業利益、EBITDA 及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。

本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味していないとのことです。

DCF 法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりであるとのことです。

(単位:百万円)

	2026年 3月期 (9ヶ月)	2027 年 3月期	2028 年 3月期	2029 年 3月期	2030年3月期	2031 年 3 月期
売上高	623, 394	864, 915	914, 961	971, 091	1, 035, 356	1, 109, 777
営業利益	67, 778	97, 445	108, 382	120, 532	135, 363	149, 608
EBITDA	93, 526	134, 380	146, 670	160, 215	174, 612	190, 602
フリー・キャッシュ・フロー	26, 803	57, 028	70, 705	81, 483	89, 579	99, 409

なお、本新株予約権は、対象者の取締役及び執行役員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、原則として、対象者の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から、第2回新株予約権については2年間、第8回新株予約権については10年間に限り、本新株予約権を行使することができるとされているとのことです。対象者は、公開買付者から、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使することができないと解されるため、本新株予約権買付価格をいずれも1円としているとの説明を受けたとのことです。対象者は、当該公開買付者からの説明を踏まえ、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していないとのことです。

(vi) 対象者における独立した検討体制の構築

上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、対象者グループ以外の住友商事グループから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、(i)対象者取締役については、現在住友商事の役職員を兼任している取締役に加え、過去に住友商事の役職員としての地位を有していた取締役に該当する者も含めて、本取引につき「特別の利害関係を有する取締役」(会社法第369条第2項)又はこれに準ずる者として、公開買付けに関する最終的な意見表明に係る対象者の取締役会決議の段階だけでなく、対象者の取締役会構成員としての本取引についての審議、検討・交渉等には原則として参加しない取扱いとし、(ii)対象者取締役以外の住友商事からの出向者については、当該出向者の知見や能力、専門性等が本取引に関する協議、検討・交渉等につき有用な場合には、現在住友商事の役職員を兼任している者又は過去に住友商事の役職員としての地位を有していた者であっても、当該出向者が、住

友商事を含む外部に対する情報漏洩・伝達を生じさせないように厳格な守秘義務を負い、本取引に関して対象者の検討体制の一員としてのみ行動することを誓約することを前提に、対象者の本取引に係る検討への関与を、適切な範囲で許容する取扱いとしているとのことです。

以上の取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者及びネットワンシステムズの役職員の範囲及びその職務を含みます。なお、当該検討体制は、具体的には、対象者及びネットワンシステムズの役員(取締役、執行役員及び業務役員を含みます。)17名(當麻隆昭氏、竹下隆史氏、山名昌衛氏、平田貞代氏、久保哲也氏、三木泰雄氏、早稲田祐美子氏、松石秀隆氏、尾﨑務氏、田中拓也氏、奥原隆之氏、清水康司氏、岡恭彦氏、石橋和明氏、井上賢司氏、小林良成氏及び大谷真弘氏)並びに職員12名で構成されているとのことです。)は西村あさひの助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ているとのことです。

(vii) 住友商事における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

住友商事は、対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を 2025 年 10 月 28 日付でSMBC 日興証券から取得しております。詳細については、上記「①算定の基礎」をご参照ください。

(viii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員であるものを含みます。) の承認

対象者取締役会は、上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、西村あさひから受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言、対象者株式価値算定書(野村證券)、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年10月29日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致で、現時点における対象者の意見として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。

また、当該取締役会においては、対象者の取締役 11 名のうち、中島正樹氏、加藤真一氏及び實野容道氏を除く8名の取締役(監査等委員であるものを含みます。)が出席し、出席した取締役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。対象者の取締役である加藤真一氏は、住友商事の執行役員を兼務していること、中島正樹氏は過去に住友商事の執行役員を務めていたこと、實野容道氏は過去に住友商事の理事を務めていたこと等に鑑み、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記の取締役会の審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えているとのことです。

(ix) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者ら及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(x) 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置 公開買付者らは、上記「2.買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が 本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、株式等売渡請求をすること又は株式併合を行うこと及 び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案 に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式 買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式等売渡請求又は株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主の皆様(公開買付者ら及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

なお、本取引の実施に際しては、対象者において買収候補者の有無の調査・検討(いわゆる積極的なマーケット・チェック)は実施しておりませんが、対象者としては、(ア)情報管理の観点等から、実務上積極的なマーケット・チェックの実施は必ずしも容易とは言えないこと、(イ)本取引に係る提案者である住友商事は、本日現在、対象者株式 158,091,477 株 (所有割合 50.54%)を所有する対象者の筆頭株主であり、実質支配力基準に基づき対象者を連結子会社としているため、公開買付者らによる買収提案に対する対抗提案がなされるとは考えにくいことから、積極的なマーケット・チェックが採用されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと考えているとのことです。

③ 算定機関との関係

住友商事のファイナンシャル・アドバイザーである SMB C 日興証券は、公開買付者ら及び対象者の関連 当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	154,701,633 (株)	50, 347, 400 (株)	- (株)
合計	154,701,633 (株)	50, 347, 400 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数(本公開買付けに応募された本新株予約権の目的となる対象者株式の数を含みます。以下同じとします。) が買付予定数の下限(50,347,400 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(50,347,400 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(154,701,633 株)を記載しております。当該最大数は、潜在株式勘案後株式総数(312,793,110 株)から、住友商事が所有する対象者株式数(158,091,477 株)を控除した数(154,701,633 株)です。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による 単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己 の株式を買取ることがあります。

- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注 5) 公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象 としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者	—個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)	
の所有株券等に係る議決権の数	旦	(負性の) 寺間におりる体分寺が有前日 /0)	
買付け等前における特別関係者	1,580,914個	(買付け等前における株券等所有割合 50.54%)	
の所有株券等に係る議決権の数	1, 560, 914回	(負性の) 寺町におりる体分寺が有前日 50.54/6)	
買付け等後における公開買付者	1,547,016個	(買付け等後における株券等所有割合 49.46%)	
の所有株券等に係る議決権の数	1, 547, 010回	(負的の等後におりる体分等別有割日 45.40/0)	
買付け等後における特別関係者	1,580,914個	(買付け等後における株券等所有割合 50.54%)	
の所有株券等に係る議決権の数	1, 560, 914個	(負担り 寺後におり 3体分寺別有部日 30.54%)	
対象者の総株主等の議決権の数	3, 117, 252個		

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の 総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権につい ても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後に おける株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式数(312,793,110株)に係る議決 権の数(3,127,931個)を分母として計算しております。
- (注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、 小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 881,799,308,100円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (154,701,633株) に、本公開買付価格 (5,700円) を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2025年12月19日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合

にはその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。本新株予約権については、応募に際して提出された書類を応募株主等(外国の居住者である本新株予約権者の場合はその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(50,347,400 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(50,347,400 株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表 し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに 係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手 続ください(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。)。

なお、日興イージートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イージートレードログイン後、画面 に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 (その他のSMBC日興証券株式会社国内各営業店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8)決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第 30 条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2025年10月30日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

上記「2. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③本公開買付け後の経営方針」、「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5)上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが公開買付者の業績に与える影響については、今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表します。

5. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
 - ① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年10月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(viii) 対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員であるものを含みます。)の承認」をご参照ください。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営 方針

上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
 - ①「2026年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔IFRS〕(連結)」の公表

対象者は 2025 年 10 月 29 日付で対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、対象者決算短信の内容については、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況(連結)

会計期間	2026 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)		
売上高	371, 279 百万円		
営業利益	41,606 百万円		

税引前利益	49,608 百万円
中間利益	35,647 百万円
親会社の所有者に帰属する中間利益	35, 614 百万円
中間包括利益合計額	35, 200 百万円

(ii) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2026 年 3 月期第 2 四半期連結累計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
基本的1株当たり中間利益	113.91円
希薄化後1株当たり中間利益	113.91 円

②「期末配当予想の修正 (無配) に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年10月29日開催の取締役会において、本公開買付けが行なわれる予定であることを踏まえて、2026年3月期の配当予想を修正し、2026年3月期の期末配当を行わないことを決定したとのことです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものでもなく、このプレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の株券等を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)により許容される範囲で、対象者株式等を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外での交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

【将来予測】

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第 27 A条及び米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第 21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの目付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。